

令和 6 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 6 年 6 月 2 0 日
- ・ 開 会 令和 6 年 6 月 2 0 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 6 月 2 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

8 番 三 條 幸 夫

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和6年6月20日（木） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和6年6月20日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和6年5月24日～令和6年6月20日》

- 5月24日 そらっきーポイントカード会通常総会
- 25日 女満別中学校運動会
- オホーツク圏活性化期成会定期総会（北見市）
- オホーツク圏活性化期成会石北本線・釧網本線合同部会（北見市）
- 女満別空港整備・利用促進協議会総会（北見市）
- 29日 廃棄物処理の広域化に係る正副議長会議（網走市）
- 30日 網走市議会議員研修会（網走市）
- 6月 1日 女満別小学校運動会
- 東藻琴小学校運動会
- 常呂川・網走川連合総合水防演習（北見市）
- 6日 第4回総務厚生・第4回産業建設文教合同常任委員会
- 第4回総務厚生常任委員会
- 第4回産業建設文教常任委員会
- 9日 藻琴山山開き並びに安全祈願祭
- 女満別消防演習
- 11日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 北網ブロック町議会議長会総会（札幌市）
- 14日 第2回議会運営委員会
- 15日 認定こども園ひがしもこと運動会
- 20日 令和6年第2回定例会

(開会 午前10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和6年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから、本日の会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでもらって結構です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、9番、上地史隆議員及び10番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

- ◇議会運営委員会委員長 はい、9番。皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る6月14日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が7人、町長から提出されております案件が13件であります。その内訳は、同意1件、条例一部改正等の議案が9件、令和6年度補正予算3件であります。また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日6月20日に開会をして、6月21日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月21日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの2日間に

決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名であります。三條議員より欠席する旨届出がございます。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
松川町長。

◇町 長 皆さんおはようございます。令和6年第2回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

3月14日、大空町ことぶき大学卒業式、修了式を実施し、本年度は3名が卒業、また、10名がそれぞれの本科を修了し進級することとなりました。

3月22日、北見市で開催されました網走川ほか流域治水協議会に出席いたしました。本会議は、常呂川流域治水協議会との合同で開催され、各市町流域における取組について意見交換いたしました。

3月27日、北見市において、JR北海道より経営改善に向けた説明会が行われ出席いたしました。現在網走、旭川間の特急大雪を、JR北海道が経営面から快速列車かつワンマン運行に切替えたいとの説明を受けたところでありますが、沿線自治体として承服出来ない旨、申し伝えたところであります。

翌日、網走警察署において大空町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者が受けた被害を早期に回復、軽減し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指していくため網走市、網走警察署、大空町の3者で、犯罪被害者等支援に係る情報連携協定調印式を執り行いました。

4月2日は東京に出張し、北海道横断自動車道網走線、女満別空港から網走呼人間新規事業化要望活動を行いました。新規事業化に対するお礼と、早期事業着

手について要望したところです。

4月6日は札幌市に出張し、気象庁が開発した携帯電話用気象情報アプリ、デジタルアメダスアプリの完成披露会に出席いたしました。

4月9日は、遠軽町で開催されたオホーツク町村会行財政委員会に出席し、令和7年度町村職員採用試験関係などについて協議いたしました。

4月11日、大空町自治推進委員会を開催し、令和5年2月7日に諮問した自治基本条例の見直しについて、見直しの必要はない旨の答申を頂戴したところです。

4月15日は、北海道及び北海道警察を表敬訪問し、昨年10月23日に老朽化した網走警察署の建て替えを要望した結果、令和6年度北海道の当初予算において、調査費の計上がなされ建て替えが認められたことから、お礼と着実な建て替えの実施についてお願いしたところです。

翌日、東京都及び京都府にて、廃棄物処理施設先進地視察を行いました。斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会に所属する1市5町の市町長全員が参加し、メタンコンバインド方式、バイオガス化施設の併設を採用している東京都町田市、京都府京都市の処理施設を視察いたしました。

4月18日、大空町ことぶき大学入学式、進級式を実施し、本年度は6名が入学いたしました。

4月22日は、鈴木直道北海道知事との意見交換会が清里町で開催され、出席いたしました。地域活性化の取組について意見交換を行い、私のほうからは、大空高校における取組について情報提供させていただきました。

翌23日から25日にかけて、札幌市で開催された道内各種団体の総会に出席いたしました。

まず、23日は、北海道道路整備促進協会通常総会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会並びに北海道防災協会通常総会に出席いたしました。いずれも令和5年度事業系事業報告、決算、令和6年度事業計画予算について承認されたところです。

翌日は北海道道路利用者会議定期総会に出席し、こちらも令和5年度事業報告、決算、令和6年度事業計画予算が承認されました。

25日は、私が会長となっている北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会を開催いたしました。令和5年度事業報告、令和6年度事業計画について、いずれも承認をいただき、あわせて各町村立高等学校の状況等について意見交換を行ったところであります。引き続き北海道酪農振興町村長会議総会に出席し、令和5年度事業報告決算、令和6年度事業計画予算について承認されました。その日の最後には、北海道町村会定期総会が開催され出席いたしました。欠員となっていた副会長の選任を行い、令和6年度の政務活動方針の報告、総会決議の採択を行いました。総会終了後、東京農業大学名誉教授で、発酵学で著名な小泉武夫氏による記念講演を聴講したところであります。

5月3日、芝桜まつりオープニングセレモニーを実施いたしました。今年も春先から天候に恵まれ、5月1日から入園料を徴収して開園を行い、6月5日までの約1か月間開園いたしました。総入園者数は7万461人となったところです。

2ページをお開き願います。5月7日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催し、令和5年度決算、令和6年度事業計画予算について承認いただきました。

翌日、網走市にて、オホーツク町村会理事総会が開催され出席いたしました。役員の副町長枠の補選を行うとともに、令和7年度町村職員採用試験の日程等について取決めたところです。終了後引き続き、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会が開催され、令和5年度事業報告、決算、令和6年度事業計画、予算について承認されました。

5月13日、大空町農業担い手育成センター総会を開催いたしました。令和5年度の決算、令和6年度事業計画予算について、承認いただいたところです。

5月14日は、東京都において、全国道路利用者会議定時総会に出席し、決議案の採択を行ったところです。

翌日、道路整備促進同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席いたしました。大会終了後、参加しておりました道内市町村長とともに、北海道選出の国会議員に対し、道路整備に係る要請活動を行ったところであります。

16日は、姉妹都市稲城市の高橋市長が代表世話人となっている、インフラメンテナンス市区町村長会議全国大会に出席いたしました。大会の中で、インフラの老朽化が進み、また、各市町村における技術職員の確保が難しい状況にある中、インフラを適正に維持管理していく一つの仕組みとして、複数、広域、多分野のインフラを群としてとらえ、総合的かつ多角的な視点からマネジメントを行っていく必要性についてのご示唆をいただいたところです。

5月20日は、美幌町で開催された、美幌地方自衛隊協力会役員会及び総会に出席いたしました。

同日、大空町交通安全社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。本年度の第52回交通安全大会、第74回社会を明るくする運動大会は、7月2日火曜日に実施することを決定したところであります。

その日の最後に、大空町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。令和6年度の税率の改正について答申いただき、本定例会に条例改正案を提案させていただいているところであります。

5月24日は、大空町農業再生協議会通常総会を開催いたしました。同日、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市町長会議が網走市で開催され出席いたしました。中間処理方式について、メタンコンバインド処理方式を採用することを全員一致で決定したところであります。

翌日、オホーツク圏活性化期成会定期総会が北見市で開催され出席いたしました。令和5年度事業報告、令和6年度事業計画などについて決定したところです。引き続き、オホーツク圏活性化期成会、石北本線、釧網本線合同部会が開催され、JR北海道及び北海道からの情報提供をいただいたところです。終了後、女満別空港整備利用促進協議会総会を開催いたしました。令和5年度事業報告決算、令和6年度事業計画予算について、承認いただいたところであります。

5月28日、札幌市において北海道造林協会通常総会及び北海道治水林道協会通常総会に出席いたしました。いずれも令和5年度事業報告、決算、令和6年度事業計画、予算について承認されました。

翌日、北海道高速道路促進期成会総会に出席いたしました。令和5年の事業報告、決算、令和6年度事業計画、予算について承認され、議案審議終了後、私から

高速道路の必要性に関しての意見発表を実施したところであります。

同日、北海道内7空港の一体運営に関する協議会が開催され、出席いたしました。北海道エアポートの運営状況の説明を受け、意見交換では女満別空港の利用状況、利用促進に係る取組について情報提供いたしました。

翌日、市町村長政策研究会に出席いたしました。今回のテーマは、防災危機管理におけるリーダーの役割、地域の役割をテーマとして、元自衛官で元岩手大学地域防災研究センター教授の星野氏から、危機におけるトップリーダーの役割と題した話題提供をもとに、意見交換を行ったところです。

3ページをご覧ください。6月1日は、国、北海道等、多くの関係者出席の中、北見市常呂川河川敷地で開催されました常呂川、網走川連合総合水防演習に参加いたしました。

6月5日は東京に出張し、環境省関連の廃棄物処理に係る北海道開発予算において、窓口であります国土交通省北海道局水政課に対し、1市5町で進めている広域中間廃棄物処理施設について、概要の説明と今後進めていくに当たってのアドバイス等をお願いしたところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問をします。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかにご登壇される議員の方と、質問の内容説明が重なることがありましたらご容赦をいただきたいと思います。それでは早速質問に移らせていただきます。

今回の一つ目の質問は、公務員の副業解禁についてでございます。

役場職員は、地方公務員法第38条の規定により、原則、任命権者の許可を受けなければ、副業をすることが出来ないように制限がされております。近年、国や民間においても働き方改革が推進され、全国の自治体でも、地域貢献を通じた副業に関する基準を明確化する動きが活発化してきております。そのようなことから、我が町の現状の取組はどのようになっているのか、町長にお伺いいたします。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。障がい者差別解消法についてでございます。

障がい者差別解消法は、障がい者基本法が定める差別の禁止の基本理念を具体化するものでございます。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としております。この法律は平成28年から施行がされておりますが、我が町の取組はどのようになっているのか、町長より、お伺いいたします。

以上2点で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

まず、職員の副業についてであります。

地方公務員の営利企業等への従事については、地方公務員法第38条において、原則、営利目的とする企業等への従事が禁止されているところでございますが、公務の能率、公務の公正、職員の品位保持等が確保される限りにおいて、任命権者の許可を受けることで、従事等が許可されるものであります。

近年、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや、人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、民間労働政策において、兼業や副業が促進されており、地方公務員も地域活動の担い手として、公務以外において活躍することが期待されるようになってきています。このことから総務省は、地方公務員の社会貢献活動が積極的に行われるよう、地方公共団体における営利企業等への従事に関する先進的な取組事例等について実態調査し、その取りまとめ結果を踏まえ、従事許可の公平性を確保する観点から、地方公共団体において詳細かつ具体的な許可基準の設定や公表など、社会貢献活動を希望する職員が躊躇なく許可申請を行えるような環境整備を進めていくよう通知があったところであります。

少子高齢化等により、今後ますます地域活動等を担う人材の不足が懸念され、その人材確保の手法として、職員の社会貢献活動は重要であるものと認識しております。副業の解禁により、職員が公務以外での活躍の機会を得ることは、職員自身のキャリア形成に資するとともに、職員が持つ知識やスキルを様々な場に提供することが可能となると考えます。なお、本町職員の地方公務員法第38条による営利企業等への従事許可の状況につきましては、後ほど担当課長から答弁させていただきます。

次に、障がい者差別解消法の取組について、現状を答弁させていただきます。

平成28年4月1日に施行された障がい者差別解消法は、正式名称が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律であります。行政機関や事業者が、その事務または事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない人と比較して、不当な正当な理由のない差別的取扱いをすることを禁止しています。また、個々の場面で障がい者から社会的なバリアを取り除いてほしい旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない場合には、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることが義務づけられています。なお、事業者のみ、合理的配慮の提供がそれまで努力義務であったところでありましたが、令和6年4月1日から義務化されたところであります。

法律の第3条では、国及び地方公共団体の責務が定められており、相互に役割分担を行い、協力、連携して障がいを理由とする差別の解消に必要な施策を実施することとされていますので、本町としては周知、啓発に対して協力するにとどまっている現状にあります。

また、役場や総合支所の庁舎における来庁者への配慮としては、視覚障害者に対しては点字で対応が出来たり、聴覚障害者に対しては、手話で対応するということろまでにはまだ至っておりませんが、そういった対応の必要な方が非常に少ない現状

にある一方で、障がいの有無に限らず、耳の聞こえづらい高齢者には、筆談やはっきり分かりやすく話すなどの対応をとり、手先の不自由な方から代筆を頼まれれば、書類の内容によって、できる範囲で対応を行わせていただいているところであります。

なお、本町で活動する身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の相談実績において、差別や不当な取扱いを受けたとする相談はないことを確認しているという状況にあります。

私から、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 篁総務課長。

◇総務課長 上地議員のご質問にお答えします。

職員の従事許可件数等についてですが、本町職員の地方公務員法第38条による営利企業等への従事許可の状況につきましては、過去3年間で申し上げますと、令和3年度では、消防団従事で2件でございます。令和4年度では、消防団従事で3件、有害鳥獣駆除従事で1件、合計4件。令和5年度では、消防団従事で2件、有害鳥獣駆除従事で1件、女満別小中学校運営協議会1件、大空町小中一貫教育検討委員会1件、ファミリーサポート従事1件、合計6件となっております。これらの従事許可につきましては、人事院規則や国家公務員の許可基準、行政実例等に照らし、公務に支障が生じないことや従事する職種、報酬額などから、その案件ごとに判断し許可しているところでございます。

以上、ご答弁いたします。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。地方公務員の副業関係についてご説明をいただきました。実際担当の方からも詳細をお聞かせいただきました。内容を簡単に確認すると消防団、または猟友会、あとは学校運営協議会役員の関係もあるのかなと思いますが、小中検討委員会とか、ファミリーサポートとか、一旦聞くとやはり公益性の高いものに準じている方が多いのかなという印象も受けましたし、営利的なものは原則副業が難しいのが実情なのかなと思います。

実際に公務員の三大原則と言われるものもありますし、地方公務員法33、34、35で、信用失墜行為の禁止とか秘密保持の義務、または職務専念の義務というものもありますが実際は難しいところもあるのかなと。

また、申請もしっかり認められる特別な理由がない限り、なかなか民間の仕事を手伝えることも難しいのかなという印象も受けております。

また、町長から総務省から実態調査、または将来的にはそういう働き方のことについても進めるようにということもお聞かせをいただきましたが、私としては、やはり運営、基準ルールを定めるということでございますが、しっかりと早期に定めていただきたいと思います。

実際に北海道の自治体においても、人口減少、少子高齢、人材が不足しているというお話も聞いておりますし、私自身もたまに農業のバイトとかするのですけれど、現場で入って知ることもありますので、さっき言った職員のスキルアップまたは気分転換

にもつながりますし、あと少年団のスポーツ活動とかの指導、習い事の指導であっても報酬を得られないということもありますので、地域貢献という先ほど述べられたような分野については、しっかり基準、ルールを定めて今後進めていただきたいと思います、このことについて改めて見解をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 副業基準の明確化というところでございますけども、やはり地域社会貢献活動や教育、福祉活動等を行う公共的団体やまちづくりに欠かせないパートナーとなりうるものと考えておりますので、そういった活動が職員の活動しやすくなるというようなものになると考えられますので、早急にこの副業基準というのを定めて、職員に周知して、積極的に地域に出ていただくということを行っていただければと考えております。

副業の申請で上がってきていない例えば子供の学校のPTA活動であったり、先ほど議員もおっしゃいましたスポーツ活動等における指導であったり、そういったことにも、本当に今も職員のほう積極的に関わっていただいておりますけれども、そういったものにこれからも関わっていただけるように、基準を定めてまいりたいと思いますので、定めた暁には、また、議会にもご協議させていただくことになろうかと思っておりますけれども、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長より早急に定めることを検討したいという前向きなお言葉もいただきましたので、このことについては、是非、しっかり先進事例も色々ありますので、実際に私も道内の自治体何個か見させていただきましたので、しっかりそのようなものも生かしながら取り組んでいただきたいと思いますし、公務員の副業解禁、最後になるのですけれども、議会と諮りながら、ということでもありますので、しっかりと図りながら、そしてもう1点がやはり地域住民にしっかりとご理解を深めていただくためにも、広報またホームページ等を通じてしっかり周知を図っていただきたいと思いますし、あと実際に地域住民から課題を抽出することも、しっかり足りない分野はどのようなものかということも、再認識していただければと思います。公務員の副業解禁についてはこれで質問を終わります。

続いて、障がい者差別解消法について、改めてお聞かせをいただきます。実際に障がい者差別解消法について説明をいただきました。また、国、地方自治体は義務ということもあって、または今年の4月から、民間事業所も義務と、この中で、これ言われたように合理的配慮というのですが、私も恥ずかしながら合理的配慮、またはこの法律がどういうものかというものを分かっていなくて、ほかの国や自治体、または自治体市町村などが動画、ホームページなども作成していましたので、そちらも参考にさせていただきましたが、国の課題に言えるように、この法律の理解がなかなか深まっていないのが印象なのかなと思います。

また、合理的配慮今のところ相談員の方に対しても大きな苦情等はないということで安心はしているのですが、一方対応を間違えるとすごく大変な問題になりますし、や

はり窓口で対応する方、または公共施設で指定管理を出しているところもあると思いますので、そういう、実際に接する可能性があるところは、しっかり研修等行っていたきたいと思いますし、私らもそうですけど福祉関係団体等も含めて、改めてどういふものが必要なのか、合理的配慮と本当に難しい問題だなと思いましたので、このことについて、実際職員間で研修とか取組の対応等について何か協議または検討したことがあるのか、改めて見解をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず職員の副業の基準につきましては、先ほども申しましたように早急に検討してまいりたいと思いますが、決して職員を縛るのではなく、職員が地域に入っかかりを持てるような、そういった基準づくりというのに取り組んでみたいと思います。

二つ目の障がい者差別解消法の部分でございますけども、これに関しまして、行政として何かの職員に対して研修等をしているかということでございますけども、正直なところ実際のそういった部分というのは本当に非常に少ない状況でありますので、実際に合理的配慮をするような研修というのは行ってはいないというのが実態でございます。ただ、議員もおっしゃられたように、法律の理解というのがやはり、これ国民全体に広まっていくことが、この差別の解消という形につながっていくものだとそのように思いますので、町としてどんなことができるのか、例えば過去にはふれあい広場等で盲導犬を連れてきて、その体験をした方とかそういったこともありましたけども、町として何かそういうような機会があった場合に、障がい者が苦労しているバリアといったところを理解し、それをきちんとないような形で、みんなで支えるというような意識になるようなことを検討してまいりたいと考えております。そのようなことでご理解いただければなと思います。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長からご説明いただいたように、やはり周知理解が最大の課題なのかなと思いましたし、また、先程言われたようにふれあい広場とか、体験などを通じてということもありました。何かしらの機会で、やはり広報していただくということが大切なのかなと思います。やはり社会の障壁、心のバリアというものは、やはり国民全体、そして地域住民全体でこのことをしっかりと学ぶことが大事なのかなと。

あと、先に触れたように、今年4月から民間事業所が義務化となっておりますが、このことについて余り知らないところも多いのかなというのが印象でございます。やはりまずは地域住民にしっかりと周知を図っていくべきではないかと。広報ホームページとか他の自治体のように、やはり入り口をつくってあげるというのが行政の仕事だと私は思っておりますので、このことについて最後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。見解はどのようにお持ちでしょうか、改めてお聞かせをください。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 合理的配慮の町内の周知でございますけれども、町も実は事業者と同じレ

ベルで、合理的配慮というものを実施していかなければならないという立場でございますし、また事業者への周知については、全戸に周知できる広報誌等への掲載など、そういったものを通じて広く広報する媒体はそれぞれ経済産業省を通じて色々資料等がございますので、そういったものを活用しながら周知に努めてまいりたいと考えております。先ほども申しましたように、町民が広く集うイベント、そういった機会をとらまえて様々な手法で周知等を図ってまいりたいと考えておりますので、そういう点でまたご指導等いただければありがたいかなと思います。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。しっかりと、やはり入り口である行政も学ぶこともありますし、民間事業所、または各種福祉団体、関係する団体もそうですが、しっかりとこの問題について、これから周知を図って取り組んでいただきたいと、そのようお願い申し上げ一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。町としては町だけではなく、社会福祉協議会、各福祉関係団体等とも連携しながら、こういったことに取り組んでまいりたいと思いますので、今後ご指導よろしくお願いいたします。

◇上地議員 一般質問を終わります。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第5、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 令和6年第2回定例会通告に従い一般質問させていただきます。

質問事項は、地域の特色を生かした子育て政策の充実についてです。

令和6年4月、今年の4月でございますが、厚生労働省が発表した平成30年から令和4年までの人口動態統計の特殊報告で、大空町の合計特殊出生率は1.50となっております。また、同じ時期に、民間の有識者で構成されております人口戦略会議が発表した自治体持続可能性分析レポート、それでは、大空町は消滅可能性自治体で、社会減対策が極めて必要な自治体に分類されております。

大空町としては令和2年4月から開始されている、第2期大空町まちひとしごと創生人口ビジョン総合戦略に基づき、子育て環境の充実策を展開し、少子化対策が図られております。この第2期総合戦略の計画期間は5年間ですが、総合計画との関連から、令和7年度まで1年間延長となっているところでございます。

人口減少問題に関する統計数値や分析については、まちづくりの施策を考える上では参考となるものですが、数値や消滅可能性等の表現に、右往左往することなく、

大空町を将来の世代に紡いでいく自治体運営をしていかなければならないと思います。

持続可能なまちづくりと少子化対策の推進に関し、次の3点について町長の見解をお伺いいたします。

まず、1点目として、人口ビジョン総合戦略の実績評価についてです。

計画期間の締めくくりの時期を迎え、子育て政策分野における計画の実効性の確認と次期計画策定に向けた構想と重点施策について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

2点目として、地域特性を活用した子育て政策検討についてです。

まちづくり推進室が取りまとめ役となり、福祉教育、移住定住、商工産業分野での各種の子育て世代対象の政策を展開し、少子化対策がとられていますが、人口減少の傾向は継続している現実があります。大空町は空港のある自然豊かな町です。持続可能な地域として、地域の特色を最大限に活用して、子育て環境の充実を図っていく必要があると思います。その方策として保育園留学制度等の導入を検討するなど地域の特色を生かし、複数の施策を組合せたアプローチが必要と考えます。今後の施策の展開についてのご見解をお伺いします。

3点目として、こども誰でも通園制度の大空町独自施策の検討についてです。

国の動向として少子化対策関連法が成立しました。その中の乳幼児を育てる家庭への支援策として、親の就労に関係なく子供を預けられる通園制度を令和8年度から全国で展開することになっています。町として、認定こども園での実施を想定し、どのような保育提供体制を整備していくのか検討する必要があります。事業実施主体は事業所認定こども園であり、町と事業者が地域の実情に応じた保育提供内容を検討し、必要な人的、物的条件の充実が図らなければなりません。全国一律の基準の実施ではなく、大空町独自の支援基準での事業展開を検討していく必要があると考えます。今後、どのような視点で準備を進めていかれるのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

まず、人口ビジョン総合戦略の実績評価についてであります。

本町の合計特殊出生率は1.50と全国平均1.20や、北海道平均1.06と比較して高く、オホーツク管内でも4番目、北海道内では15番目に高い数値となっています。また、1世帯における18歳未満の子供の平均人員は、北海道や近隣の市町と比較して高く、さらに世帯の人員が4人あるいは5人以上といった家族数の多い世帯が、全国や北海道と比べても多い状況であります。このような結果は、これまで子育て環境を充実させて、子育て世代の移住、定住を促進してきたこと、子育て期にかかる様々な負担を子育て関連施策や地域の協力など、まち全体で応援し、大空町で家庭を持ちたい、子供を育てたいという気持ちを持ってもらえるよう施策を行ってきた、その積み重ねによるものであると認識しています。

本町の最上位計画であります第2次大空町総合計画は、計画期間が令和7年度で満了することから、今年度より策定に向けた準備を進めているところであり、総合計

画と総合戦略の双方は、本町が持続可能なまちづくりを長期的視点で進める上で極めて重要で関連性が高いことから、策定にあたっては計画間の整合を図っていく必要があると考えております。次期総合戦略につきましては、国が計画期間に切れの無いよう求めていますことから、期間を1年延長し、総合計画と総合戦略ともに令和8年度から第3期としてスタートすることとしております。その中で、両計画とも目指す人口目標を設定することとなりますが、人口規模の最低ラインにつきましては、特に推計をするものではありません。自治体の維持、存続において最低限の人口設定がされているものではなく、その価値観というものは多様であり、子育てのしやすさ、住環境の充実、利便性の向上や住みよさの満足度などで評価されるケースが多いと考えられております。

議員がおっしゃられたように、消滅可能性自治体ということに悲観することなく、将来において希望が持てる、かつ、いつまでも暮らし続けたい大空町の発展に向けた計画として策定してまいりたい、そのように考えております。

次に、地域特性を活用した子育て政策の検討でございます。ご質問がございました保育園留学制度は、少子化が進む中で今後検討すべき施策の一つとなってくると考えています。この仕組みについては、未就学の児童がいる保護者のワーケーションや長期休暇を利用して、家族で滞在していただき、その間、保育サービスを提供するものと理解しています。

本町でも昨年度、当時、移住定住支援室の担当を通じて、民間事業者からご提案をいただいたことがあり、道内先進地の事例も手掛けるこの民間事業者が、委託業務として滞在施設の調整や利用世帯の調整のほか、料金徴収なども行うというものでありました。その際は、町内の認定こども園の受入れが満員であったため、町外から招いて利用いただくということよりも、町内に必要な方を優先しなければなりませんでしたので、実現しなかったという経過があります。

なお、認定こども園めまんべつでは、今後もしばらく同じように定員が満員であるというような状況が続いていくものと考えております。

一方で、東藻琴地区の出生数は、新型コロナの影響を大きく受けたことから、令和2年度以降急減し、多少のばらつきはあるものの、10人以下にとどまり、直近の令和5年度は5人でありました。保育サービスの充実という一つの政策分野で考えますと、認定こども園ひがしもことの園児数が、1学年ごとに1桁台の前半であるということは、園児の日々の活動にも影響し、事業者である大空町社会福祉協議会にとっても、給付費収入の減少により経営面で大きな問題であると認識しております。この問題の解決策を考える中での選択肢の一つとして、認定こども園ひがしもことにおいて、まず、女満別地区を含む町内の児童を優先して受入れ、なお余裕があるのであれば保育園留学制度の導入を検討する余地が生じてくるものと考えております。

保育園留学については、保護者がワーケーション等で大空町を訪れていただく必要もありますので、滞在していただくための仕組みも前段で申し上げたような移住定住のサポートに当たる民間事業者などと協力してつくっていくことになろうかと思えます。

ただし、懸念材料といたしまして、コロナが5類感染症に位置づけられてから、ワーケーションやリモートワークというものがやや下火になってきているというようにも感じているところであります。いずれといたしましても、様々な要件を確認し、社会福祉協議

会や関係事業者と調整した上で、この仕組みを実施することが有用であると判断できれば、本町に空港がある優位性や自然豊かな環境での子育てを魅力として前面に打ち出し、実施することも可能性があると考えているところであります。

最後に、こども誰でも通園制度の大空町独自施策の検討については、議員のおっしゃるとおり、大空町に適した方法、かつ効果的に提供できる方法を検討しなければならないと認識しています。こども誰でも通園制度は、令和5年度から全国115自治体でモデル的に実施されており、令和8年度に給付サービスとして本格実施されますが、本格実施される段階の要件はまだ示されていません。既に実施されているモデル事業において、利用時間が月10時間しかないことなどが指摘されていますが、児童の受入れに当たっては、保育施設に余裕がなければ実施することも出来ず、今のところは、誰でも通園という事業名には程遠いのではないかと考えております。

また、現在既に制度化されている一時預かり事業という類似の事業もあり、役割が重複する部分がありますので、令和8年度に本格実施されるまでに見直しがなされた上で、要件などの詳細が正式に国から示されてくるのではないかと推測しているところであります。

こども誰でも通園制度に類似する保育サービスである一時預かり事業については、本町でも実施しており、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の受入れや、子育ての負担軽減のために必要と認められる方を対象として、労働等の理由がなくても月7日以内を限度として利用が出来ます。給付サービスとして新設されるこども誰でも通園制度と、現行の一時預かり事業において、利用者にとってサービス向上となるように実施検討していかなければなりません。いずれの事業も、保育に携わる人材の確保や施設スペースの要件を満たす必要がありますので、引き続き今後示される情報を的確に捉えて、町内の実施体制について、事業者である社会福祉協議会と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、鈴木議員の質問に対する1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 5番、鈴木です。ご答弁ありがとうございます。

まず、人口ビジョン総合戦略の評価についてということでございます。

総合計画の見直しとあわせて実施されるという状況でございます。このことにつきまして、やはり本町で行われている子育て世帯の各種施策、充実をしていると評価をさせていただきます。その中でこの計画を見ますと、KPIという重要事業評価指数というのが設けられております。この関係につきまして企業的な評価ということで数値目標を上げているわけですが、この数値目標というのも非常にマーケティングの理論の中ではゴールを決めて、ゴールまで行くまでの間にKPIという途中の数字を設けるという手法でなっているようでございます。

ただ、この数字の持ち方とか、この設定の仕方ということについて評価をする上で、あまり数字にこだわることなく対応していけないと、大変行政の中で担当者に縛りをつけるというようなことになるのではないかと。やはりこの子供子育てとか、人口ビジョンについては柔軟な姿勢で、新たな発想をしていかなければならないと思っているところでございます。

その中で、まちづくり推進室を中心に、やはり各課横断での事業というようになります。特に子育てとか、人口対応については若手職員の発想等も、どしどし取り入れるというような姿勢で、柔軟な発想で対応していくということが必要ではないかなと思っていて、そこでございます。そういう観点から、この、人口ビジョン総合戦略の実績評価をしていただいて、次の計画に反映をしていただければと思うところでございます。これについて、町長のお考えとほぼ同じでございますが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から、大空町の子育て施策が充実しているという、お褒めの言葉をいただいたのかなと思っております。昨年でしたか民間の新聞で、大空町の子育てにかかる予算というのが、全道1高いというようなことが新聞に出ましたけれども、確かに子育てを中心にこれまで予算というのをきちんと確保して、様々な事業を展開してきたのかなと思っております。ただそういった事業を、今後制度を同じように維持していくのか、また、さらにリニューアルさせて取り組んでいくのか、そして不足しているところをいかに補っていくのか、そういったことも絡めて総合計画、総合戦略というものを新しく作っていかなければならないのかなと考えております。

また、KPI重要業績指標についても、その数字にとらわれることばかりがいいとは私も思っていないで、その目標に向かってみんな、これは総合戦略の部分はまちづくり推進室の一室で完結できるものではなくて、様々な課が連携しながら進めていかなければ達成できる、その目標に向かって進んでいくことが出来ないと思いますので、そういったことを改めて関係課横断の中で取り組んでまいりたいと思いますので、今後の計画策定に当たって、議員の皆様方からも意見をちょうだいすることが多くなってくる機会が増えてくるとは思いますけれども、ぜひ忌憚のないご意見をいただければなと、そのように思います。

◇議 長 5番、鈴木議員。

◇鈴木議員 はい、5番。2点目の関係につきましてお伺いをさせていただきたいと思っています。

地域特性を活用した子育て政策ということでございますが、町長のご答弁の中でも出生数の関係、現実問題として東藻琴地区の出生数については、1桁台にここ3年ほどなってきたという状況でございます。想定いたしますと現在の認定こども園の園児数につきまして、3歳児が5人、4歳児が15人ということでございます。これからのことをすると想定すると、1桁台が続くというようなことも想定がされているということでございます。そのことについては、やはり現実には現実としてまずはとらえる。ということでございます。で、一時預かりの事業というのがございまして、一般型、幼稚園型と一般型というのがあって、一般型を活用して今一時預かりを行っております。その中で、やはり定員に余裕があるという中で、それであれば有効に定住とか移住対策にもつながるような形で、認定こども園を活用するという施策があってもいいのではないかなということでの話をさせていただいているところでございます。

確かにコロナの後に、コロナ禍の中ではテレワークとかそういうのが随分あったのですけれども、今、さらに子育てとワーケーションでしょうか、バケーションとワーク、自然豊かな所で発想豊かな仕事をしたいという意向を持っている。それであれば、大空町は首都圏との時間的な距離は、空港があるということで非常に空港から居住地から就労するとこまでは、本当に近いという、これはすごいメリットだなと思っております。そういう面では是非ご検討をしていただければと思いますが、もう1点、先ほど町長のお話もありましたが、うちの場合は社会福祉協議会を通じて認定こども園を運営しているということでございます。ただ、町と社会福祉協議会それから認定こども園の保育をしている現場との三つがやはり、非常に連携を密にしなければ私はならないと思っております。この点につきまして十分配慮していただいて、やはり認定こども園の経営において、町内に二つの認定こども園があつて、それをうまく連携をさせることによって、経営がうまくいくということに対応しないと、社会福祉協議会のほうでも大変な苦勞されるのではないかなと思いますので、その点につきましてご配慮いただければと思いますが見解をいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から、認定こども園の部分で先ほども申しましたように、やはり人数が、子供の人数が少ないと、国からいただける給付費というのも当然少なくなって、経営的に大変、特に東藻琴地区の認定こども園の経営というのが厳しくなってくると考えております。そういった中で議員のおっしゃられる保育園留学ですか、そういったものは給付費を国からいただくという部分でも有効な手段ではあると思っておりますので、ただ、先ほども申し上げておりますように、認定こども園については民設民営ということで、やはり社会福祉協議会としっかり連携を図って、受入れ体制がきちんとできるということであれば、積極的に町としても協力しながら進めてまいりたいと考えておりますので、多分東藻琴のほうは、しばらくはこの5人程度、5人前後の出生数ということになっていこうかと思っておりますので、そこのところはしっかりそこを補うということの施策というものを打ち出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

◇議 長 鈴木秀之議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。
再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時12分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 地域特性を活用した子育て施策という中でのご答弁をいただいております。その中で、認定こども園の経営の関係も含めてご心配をいただきながら対応して

いただけるという状況でございます。地域の特色を生かした、複数の施策を組合せたアプローチの一つとして、保育園留学等の制度等も検討していただければと思っていますところでございます。その中で、地域で仕事と子育てプラス休暇を体験するワーケーションとかそういうプログラムも、まちづくり推進室の中での移住定住の中のプログラムの中でも検討していただくという、いただいているのではないかなという状況でございます。

近隣の状況をちょっとお聞かせいただきますと、最近このテレワークとかワーケーションのために施設を新しくしたとかいう状況を聞きますが、コロナの影響がちょっと落ちついた段階ではそういう施設利用が、だんだん利用が少なくなっているという状況も聞いているところでございます。ただ、そういう条件をどう整備していくかという中では、大空町の中では遊休施設とか、施設を目的外にもなるかと思いますが、そういう地域の遊休施設の見直しの開拓をしていくということも必要ではないかなと思っていますところでございます。

例えば東藻琴地区候補例としては、私見でございますが農業振興センターの二階の土壌分析室等は今使われていないとか、そういう事務スペースが空いているところがございます。そういうことも含めて地域の特性を活用した政策の検討をまちづくり推進室が取りまとめ役となりまして、福祉から教育委員会の生涯学習課とか社会福祉協議会の担当者、それから認定こども園の担当者間の連携をより一層にした企画を是非進めていけるような体制づくりをしていただければと思っていますところでございます。この関係につきましては以上でございます。

続きまして、こども誰でも通園制度の関係につきまして、まだ、この制度につきましてはこれから準備を進めるという、国のほうとしても今モデル事業を推進しているという状況でございます。ただ、モデル事業の参加者アンケートをこれ抽出でございますが、月10時間という、対象が6か月から3歳未満、2歳までのお子さんの預かりということになりますが、月10時間では不足だというようなアンケートが出ておりました。20時間以上とか30時間以上が必要だというような回答が多かったようでございます。この関係は、国が保育士の確保を第一にして、全国視点から考えた制度設計ということで、月10時間というのは要するに保育士の確保というのが大前提というようなことで考えているようでございます。それにはやはり地域の保護者の要望とかなり乖離があるのではないかなと、各自治体の実情に合わせて、一時預かり事業との組合せを実施することも可能という方針も示されているという状況でございますので、やはり本町の地域特性から、保護者の要望に寄り添った事業の展開ということに趣を置いて準備を進めていただきたいと思っていますところでございます。

以上の関係につきましてご見解をいただければと思っています。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員のほうから二つ目の項目の部分で、遊休施設を活用したワーケーション、ちょっとした作業というか仕事ができる場をつくってはということでございます。

確かに東藻琴地区で言いますと、農業振興センターの二階というのが使われていない状況にあるかなと。また女満別地区では、今の教育委員会のほうで進めていただいております研修会館の跡の建物、こういった形で使っていくということもあります

し、さらには元の女満別高校のキャンパスというのが、今後どういった活用をしていくかということを検討していかなければならないという中にあります。

そういった中で、その検討の一つの材料というか、一つの機能として、そういったワーケーションというのが、果たしてこれから先も必要とされるような施設なのか、利用される施設なのかというところはしっかり今状況等を見比べて考えていかなければならないかなと思っております。ただ、そうは言いながらも、そういったワーケーションできるスペースに限らなくても、やはりWi-Fi等で通信が自由にできるそういった環境というのは、そういったものはこれから進めていかなければならないかなと思っておりますので、そういったものも様々な検討しながら、考えていきたいなと思います。

また、こども誰でも通園制度と町が行っている一時預かり事業、鈴木議員もおっしゃっていただきましたし私もそう思っている。昨年の政党の要望でも言わせていただいたのですが、誰でも通園制度というように大きな旗を立てて国が進めてきておりますけども、こういった地域の実情というのを正しく理解されていないと、なかなか保育所を確保が出来ないのですというところを強く訴えさせていただいたのですが、そういった、やはりきちんと保育士が確保するところを、町と認定こども園を担っていただいている社会福祉協議会と、これからも連携しながら、しっかり保育士を確保した上で町が今取り組んでいる一時預かり事業、そして、もし国のほうで進めている子供誰でも通園制度というのが、月10時間の上限というのが撤廃されて、より使いやすくなるようなことであれば、そういったものを取り入れながら子育てを、保護者の子育て支援の部分をサポートできるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

これについては本当に保育士の確保と、やはりその園児、何人に対して何人配置しなければならないといった配置基準というのもあるけども、やはり、国はどんどんどんどんそういった基準を強めているような傾向にありますけども、私どもはやはりそういった基準を少しでも緩和していただくように要望をさせていただきながら、地域の皆さんの要望に応えられる認定こども園、預かり事業というものをしっかり行っていきたいというふうに考えております。

色々のご指導いただいたことに感謝申し上げます。また今後、総合計画や総合戦略の中で、この子育ての部分というのは本当に重要な位置を占めてくるかと思しますので、ご意見をいただければなと思います。ありがとうございます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。今回質問させていただいた関係につきましては、町民から行政機関議会が、我が町の大空町の現状と発展性、可能性から我が町の魅力を再確認して、未来につながるというまちづくりをしていただければなという願いから質問をさせていただきました。

やはり役場職員の皆さんの中でも、若手職員の方々の発想というものが出生数とかそういう関係とか、子育て環境を考える上で、そういう若手職員の方々の発想というのが、やはり大事ではないかな。その思いも、受け入れるシステムも必要ではないかなと思いますので、そういうプロジェクトチームとか、そういう意見を聞く場面等の設定をしていただきながら、町長の情熱が各施策に反映されていくような、子育て政策が

反映されるようなことを切望いたしまして、質問の結びといたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 これから総合計画、そして総合戦略を立てていく中で、現状に甘んじることではなくて、より良い方策が生まれてくるように今後進めていく中で、しっかり役場の若手の意見等もしっかり聞いて議論をしながら、そして町民の皆様の意向も確認しながらつくり上げてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて、鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、4番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

◇森賀議員 はい、4番。令和6年第2回定例会一般質問通告書に基づき質問いたします。

本年3月定例会において、2050年までにCO2排出実質ゼロを目指してなされた大空町ゼロカーボンシティ宣言について伺います。

地球温暖化対策として、カーボンニュートラルを目指して様々な取組を迫られていますが、豊かな自然や農地を多く抱える大空町では、独自の取組ができるのではないかと考え、以下の3点について質問させていただきます。

(1) 大空町として何ができるのか、具体的な実行計画を令和6年度中に策定することですが、農地や森林を太陽光発電所に変えるだけのような計画は本末転倒ではないかと考えます。リサイクル技術の確立していない太陽光発電パネルは、20年から30年で廃棄物となる恐れがあります。カドミウム等有害物質が含まれる太陽電池パネルが将来的に放置されることのないよう、事業者の選定には十分配慮する必要があります。また、再生可能エネルギーのみに頼ったような計画にすべきではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

(2) アメリカやEUでは、フォーパーミルイニシアチブの考え方に基づき、農地の炭素貯留を政策的に推進しており、将来的にはカーボンクレジットの取組を目指しているようです。農業が基幹産業の大空町としても、農協など関係機関と共同して、国や道に農地の炭素貯留に対するインセンティブを引き出せるような働きかけをしていく必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

(3) よく手入れされた森林は、CO2の吸収源になることは知られていますが、森林整備に対しての補助拡充や、所有者への啓発が必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

以上3点、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員の一般質問にご答弁申し上げます。

本年3月6日の令和6年第1回大空町議会定例会において、2050年までに二酸

化炭素の温室効果ガスの排出量と森林等による温室効果ガスの除去量を相殺した状態、いわゆるカーボンニュートラル実現のための取組を推進するゼロカーボンシティ大空町を宣言いたしました。

現代を生きる私たち町民、事業者、行政の社会的責務として、大空町区域から排出される温室効果ガスの抑制と、進行する地球温暖化に対応するため、再生可能エネルギー導入目標や、省エネルギー推進の施策を定め、その目標を達成するための具体的なビジョン大空町地球温暖化対策実行計画区域施策編を本年度策定します。

本計画策定のために、公募型プロポーザルにより、大空町とともに計画策定する事業者の提案を受け付けており、今月下旬企画提案の審査を行い、業務受託先優先候補者を決定いたします。並行して、手続中である環境省地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業、これにつきましては、既に採択をいただいておりますけども、この補助金交付決定後、7月に大空町地球温暖化対策実行計画、区域施策編策定支援業務委託契約を締結する予定であります。本業務により、大空町のCO₂削減目標や、再生可能エネルギーポテンシャル等を分析し、再生可能エネルギー導入目標、目標達成に必要なカーボンニュートラル実現に向けた具体的な取組の内容、実施方法、実施体制構築等の検討を経て、実行計画を策定いたします。

なお、実行計画策定、実現可能な施策展開を検討するに際しては、ゼロカーボン推進会議の設置や町民、事業者の意識調査、町民とのワークショップ等を得て策定していきたいと考えているところであります。

カーボンニュートラル実現のために、CO₂を排出しない発電方法の拡大、家庭から産業といった、あらゆる主体でCO₂排出量を削減すると同時に、農地、牧草地、森林保全、緑化推進といった環境保全、排出される温室効果ガスの吸収、これらのどちらも実現させていく必要があります。

議員が懸念されている再生可能エネルギーの導入のために、大空町の一次産業基盤である農地や森林の状態を変更して、太陽光発電所などの再生可能エネルギーの導入に関しては、私も慎重に判断しなければならないと考えております。大空町の持続的発展にも影響を及ぼす可能性があると考えることから、環境保全や地域活性化への貢献等、地域産業が持続することを第1に対応しなければならないものと考えているところであります。

次に、大空町の主要産業であり、一次産業農業分野、林業分野へのカーボンニュートラルを推進するためのインセンティブは、本実行計画の策定を契機に検討する事項であると考えます。

大空町内の様々な産業において、カーボンニュートラル推進施策を通して、地域課題解決にどのように取り組むか。地域、家庭、個人の一人一人が自分事としてとらえることができるように、皆様と一緒に考えることが重要であると考えております。

委員がおっしゃるフォーパーミルイニシアチブとは、土壌中に含まれる炭素量を増やす取組のことです。炭素の循環サイクルを意識したもので、土壌の表層の炭素量を年間0.4%増加させることで、人間の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方に基づく国際的な取組になります。2015年のCOP21国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、フランス政府が主導で提唱し、2022年12月現在で、日本を含む744の国や国際機関等が参

画しております。農業分野から脱炭素社会の実現を目指す世界規模の取組でもあります。都道府県では、山梨県が2020年4月に初めて参加し、果樹産地である山梨県の特徴を生かした取組を実施しています。

カーボンファーマーミングは、フォーパーミルイニシアチブと同じく、農業において、生産要素である農地に炭素蓄積、固定することで、温室効果ガスを排出削減に貢献できるという、他産業にはない特徴を活用して、大気中の二酸化炭素を土壌に取り込んで、土壌の質を向上させながら温室効果ガスの排出削減を目指すものであります。

カーボンクレジットについては、温室効果ガス削減効果をクレジットとして売買できる仕組みで、カーボンニュートラルを実現するための経済的手段の一つであり、排出目標を下回った事業者や自治体が余剰分をクレジットとして販売し、一方、努力しても排出目標を下回ることが出来なかった事業者がそのクレジットを購入することで、排出目標を達成したとみなす仕組みであり、地域の枠組みを超えた経済活動につながります。

フォーパーミルイニシアチブやカーボンファーマーミングは、農業分野における化石燃料の使用削減だけでなく、土壌への炭素潮流を取り入れることで、温室効果ガス削減を加速させるきっかけとなりうるものとして注目され始めているようであります。

山梨県では、フォーパーミルイニシアチブの取組により生産された農産物を、脱炭素社会の実現に貢献した農産物として認証する山梨フォーパーミルイニシアチブ農産物等認証制度を2021年5月に制定、また、農産物は、フォーパーミルイニシアチブ農産物としてブランド化、農産物や加工品を積極的にPRして、農産物等の価値を高め、商品の差別化、高付加価値化を図っているようであります。

北海道は、全国の約4分の1の耕作面積を有し、我が国の食料供給基地として重要な役割を果たしています。国や北海道、大空町、大空町内の一次産業の各主体、農業協同組合や生産者、企業が一丸となり、それぞれの立場で地球温暖化の影響を抑え、気候変動の緩和や環境保護の推進につながるカーボンニュートラルの実現を目指す必要があると考えております。これまで、温室効果ガス削減評価の難しさ等から、脱炭素化の取組が難しい一次産業分野において、生産者等が温室効果ガス低減技術に取り組むメリットとして、投資の呼び込み、販路の拡充、商品の差別化、高付加価値化につながるなどの期待感を持つことができるような制度の構築が進み、カーボンニュートラル実現に向けて、国、北海道、自治体等オール北海道の取組となることを期待するものであります。

最後に、森林整備に対しての補助拡充の必要についてであります。

大空町の森林面積は約1万3,680ヘクタールで、カラマツ及びトドマツを主体とした植林を行っており、人工林の面積は約8,500ヘクタール、人工林率は約63%となっています。大空町では、平成30年度中に譲与税を活用した新たな森林整備に係る補助事業等について検討を行い、私有林の整備を最優先課題とし、令和元年6月21日より緑豊かな森づくり事業を施行して、私有林における造林、下刈り、間伐に対する補助支援を実施してきました。令和4年度には、森林整備に係る人件費や作業機械及び燃油等の高騰による増加した森林所有者の経済的負担を軽減するため、緑豊かな森づくり事業実施要綱を見直しして、増員、下刈り、間伐における補助負担割合を増やすとともに、枝打ち作業についても新規に補助対象とすることで、今後もさらなる私有林の整備を促進しているところであります。

現在、森林環境譲与税を財源として造林等の事業を行った場合に最終的な所有者負担割合については事業費の0.6%程度となっていることから、補助としては十分であると認識しており、現段階において拡充の考えは持っておりません。しかしながら現在、森林経営管理制度に基づき、森林経営計画の意向調査を進めているところですが、森林所有者がご高齢のため経営管理されず森林が荒廃、また、地元に住んでいない方が土地の相続を受けた場合等に現状の状況が分からず放置されているというケースが見うけられます。このような場合には森林整備が進まず、主伐期を大幅に超えた人工林が今後ますます増加し、結果的にCO2吸収量が減少するという問題が起こると認識しております。そのため、町としては、森林経営管理制度により町が仲介役となって、森林所有者から意欲ある林業経営者へつないでいくということをしっかりと進めていきたいと考えているところであります。

先ほども申し上げましたが、カーボンニュートラル実現のためには、CO2排出量を削減すると同時に、農地、牧草地森林補正、緑化推進といった環境保全、排出される温室効果ガスの吸収のどちらも実現させる必要があります。大空町の森林経営管理制度等の林業施策は、カーボンニュートラルを実現させるために大切な取組であると考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。(1)番目についてですけれども、町長の答弁で私と同じような考えを持っていただいているということで、一安心しているところであります。

また、この実行計画策定に当たって町民の皆様の様々な意見集約して議論を重ねていくということで、ぜひとも共通認識となるように、町民の皆様との対話は必ず進めていただきたいと思います。

2番について再質問させていただきます。

自分もこの一般質問作成するにあたり、いろいろ調べたのですけれども、農地に関しては、二酸化炭素の吸収固定ということで、すごく大きな可能性があるものと感じました。ですけれどもCO2の貯留に関する技術としては、まず不耕起栽培というのが考えられるのですけれども、不耕起栽培につきましては、農土地の土質状況によるということが、かなり影響されるみたいです。でも、これでは出来ないということではなくて、こういう可能性があるなら自分たち農業者も意識を変えて取り組んでいかなければならないと考えております。まずそのサポートについても行政のほうによりしく願いたいと考えております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今後進めていく大空町地球温暖化対策実行計画区域施策編に当たっては、しっかり町民を交えて計画づくりをしていきたいと思っておりますし、先ほども申しましたように、やはり森林を伐採して、そこにソーラーパネルを設置するというのは、私もどうも腑に落ちないというか、せっかく吸収してくれているところにわざわざそれを切って再生可能エネルギーのパネルをつくるというのは、本来もともとは太陽光パネル

の発電である程度の期間固定買取制度を設けたのは、使っていない遊休地にそういったものを整備して、自然環境の負荷を抑えていきたいと思いますというのが始まりだったと思っておりますけども、だんだんだんだんとそういったことではなくて、木を切ってソーラーパネルを設置したり、風力発電を設置したりというところは、大空町の中ではあまり考えずに大空町の森林というのは、やはり、主伐期にきちんとできるだけ伐採して、伐採し終わった後にはまた植林をしていくということをしっかり考えていければなと考えております。

また、農地の部分につきまして私もすごく可能性があると考えております。今、海洋の部分ではブルーカーボンというようなことで、浅場の昆布だとかそういった海藻類が二酸化炭素を食べるというようなことがありますし、逆にグリーンカーボンは農地であったり、草地であったりそういったところは、やはり炭素をためておくということももちろんかもしれませんが、植物は生きていくためには二酸化炭素を取り入れて、それで光合成を行わなければならないというものでもありますので、しっかりそういったところ、ちょっと不耕起栽培というのが本当に可能かどうかというのは、私もちょっと分からないところではあるのですけれども、そういったところはしっかり行政、そしてまた農業関係でございますので農業関係の団体としっかり連携しながら、うちの一次産業、主幹産業であるしっかり農業、こういったものが地球温暖化防止の中で、重要な役割を果たしているのだと、胸張って言えるような形で進めていきたいと思っております。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。ご答弁ありがとうございます。これからも農業分野に関してサポートをよろしくお願いしたいと思います。

(3)についてなのですが、現在、森林整備に係る経費のほとんどが助成されているということはよく理解いたしました。また、森林を所有している方が高齢者ということでこれからの相続問題とかいろいろ出てくると思うのですが、この森林、相続登記が今年の4月から義務化されて、森林の所有者が不明となることは少なくなる、減ると思いますので、森林を相続された方にも、この補助のことをお知らせして森林整備を継続していただけるよう、周知のほうをお願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森林整備に関しましては、相続された方が、誰が相続されたかというのが分かれば1番いいのですが、そういったところ、しっかりこの森林計画の意向だとか、そういったものを把握して、そういった把握出来た方に対して、きちんとアピールというか、そういったことを行っていきたいなと考えております。

今回の森賀議員の質問の中で、フォーパーミルイニシアチブというのが、恥ずかしながら私初めてお聞きしたことでございます。せっかくこういった新しい考え方というのを教えていただきましたので、こういったものも区域施策編の中で、どう取り入れるかということもしっかり検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。質問の最後になるのですけれども、ゼロカーボンシティ宣言ということで、2050年を目指してあと26年、四半世紀ちょっとということで、大変長そう
で短いのではないかなと思います。今できることを自分たちで意識を変えて少しずつ
やっていくことが大切かと思います。

また、これは町民、事業者、行政一体となって進めていかなければならないことだと
考えておりますので、3者の議論、また意見交換は必ず進めていただきたいと思います。
同じようなことを何回も言いましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 2050年までに、実質二酸化炭素の排出をゼロにするということは、これは
大空町だけではなく、また日本国だけでもなく、世界的に目指していかなければなら
ない達成目標であるとそのように考えております。そういった中で今回、大空町として、
何をどこまでできるかというところをしっかりとこの区域施策編という中でつくり上げてい
きたいなと思っておりますし、それが、2050年には、町民みんなが同じような意識で、
そういったことがずっと継続してできるのだ。と、いうところをおこなっていきたくと思
いますので、是非その策定に当たっては、当然町民の皆さんや事業者もそうですし、議
員の皆様方からも、忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思いますので、是非よろし
くお願いいたします。

◇森賀議員 終わります。

◇議 長 森賀祐司議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、6番、岩原繁議員の一般質問を許します。6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 令和6年第2回定例会に通告いたしております項目ごとについて質問を
させていただきます。

第1項目大柰の女満別地区の中心市街地における地域活性化施策についてで
あります。

本町の主な計画を見るには、平成28年度から来年令和7年度までの第二次総合
計画においては、商業サービス業の振興で、地域に根差したにぎわいと活気ある商
店街づくりを推進するとありました。また、令和元年の10月18日決定の道の告示第3
97号、女満別地区の地域マスタープランでございますけれども、この中において区域
マスタープランでは、整備開発及び保全の方針に示されている事項においては、人
口減少や少子高齢化の進行、住民の価値観の多様化や個性化、高速交通網の整
備による交通体系の変化や情報ネットワークの急速な進展などが、まちづくりに複雑
な影響を与えていると考えております。特に中心市街地におきましては、購買力の流
出と低下が進んできており、楽しさと交流を育む空間づくり、地域に根差した新しい
消費流通システムの構築による商業の振興が求められているとあります。本当、最近、
道道空港線におきましては、道道空港線の整備に伴い量販店の進出により、購買の

魅力化が進まれておりますけれども、ここ数年、西通は後継者不足や高齢化、一部コロナによる影響などで廃業を止む無くとした店舗が目立ち、女満別地区の中心市街地は空き店舗化が進んでおります。町の各種計画に基づく中心市街地の具体的な活性化施策について伺います。

次に、元気な中心市街地の形成には商業店舗ばかりでなく、住民が交流し合える友愛を持った場としてのいわゆる核となる施設が必要と考えます。現在、女満別研修会館を核としての活性化を図る上で、建て替えの基本構想が進められておりますが、その進捗について伺います。

続きまして、国から示された北海道横断自動車道女満別空港網走道路整備計画について、先日12日に説明会があったように伺っておりますけれども、道内のいずれの町、村においても、高規格道路いわゆる高速道路が出来たということで中心市街地の疲弊化が顕著に見られる地区がございます。当然、私たちの町にもこういった部分の影響があると考えなければなりません。それについて町はどのような施策をお持ちなのかを伺います。

次に、中心市街地づくりには新規事業者も参入が欠かせません。その上で、移住、定住者も含めた具体的な施策があるか伺います。ほかの町村でも、道内の町村でも、いわゆる市街地に隣接した分譲の整備や、子育て支援住宅、地域おこし協力隊の終了後の定住支援、以上の部分の施策があるように聞いております。

続きまして、大枠の第2項目でございますが、本町のライドシェアの取組状況について伺います。

本年4月から日本国内でもライドシェアが解禁されました。このサービスは、アプリやウェブサイトを通して、乗客と一般の運転手をマッチングさせるもので、相乗りの形態をとります。日本では自家用車を営利目的で使用することが長年違法とされていましてけれども、少子高齢化や過疎化、インバウンドの増加などから社会的な課題解決策として、自家用車活用事業、これは日本型ライドシェアと申すものですが、それと自家用有料旅客運送、自治体のライドシェアと二つのライドシェアの許可がされました。具体的には、日本型ライドシェアはタクシー事業者の管理下で、地域の自家用車や一般ドライバーが有償で運送サービスを提供する仕組みであります。特にタクシー不足が深刻な地域や時間帯に効果的とされています。一方、自治体のライドシェアは過疎地や公共交通が不足している地域で実施され、自治体が主導し自家用車を利用して有償で旅客を運送することを可能にする制度であります。現在は限定的な利用と思いますが、今後の展開が注目されている中、本町における取組状況について伺いをいたします。

進みまして本町における公共交通機関の運行状況、福祉有償輸送サービスの利用状況について伺いをいたします。公共交通機関、JR鉄道問題におきまして、バス路線について一部女満別から美幌方面のバスが運行されていません。そういった中、社会福祉協議会が行っている有償サービス事業もございますけれども、いわゆる、在宅の今、町がやっております福祉タクシー券や外出支援タクシー券を活用しながら、いわゆる外出機会の創出をしていく生きがいづくり、買物を支援する、そういった部分とあわせ持ってこのサービスをどういうふうにして有効な制度が可能なのかをお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 岩原繁議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
一般質問を続けます。
6番、岩原繁議員の質問に対する答弁を求めます。松川町長。

◇町 長 岩原議員の一般質問にご答弁申し上げます。

初めに、女満別地区の中心市街地における地域活性化施策についてであります。
一つ目の、女満別地区の中心市街地に空き店舗が増加していること、そして、これに対する町の中心市街地の活性化施策について現在、大空町においては起業に際して必要な事業拠点経費や宣伝広告経費に対して、補助金を交付する大空町起業化支援事業補助金、また、事業所を新設、増設する企業に対して、固定資産税相当額を補助金として交付する大空町企業振興促進条例などを活用し、地域経済及び産業の活性化を図っております。

空き家店舗につきましても、大空町空き家等情報登録制度を活用し、空き家等の有効利用を通過して定住促進や地域の活性化を図っているところであります。空き家等につきましては、地域定住に特化したホームページであるおおぞらライフにも情報を掲載するなどし、多くの方に利活用を検討していただけていただけるよう広報活動にも力を入れているところです。空き店舗等の利活用を含め、事業継承や新規創業などの課題もございます。今後とも関係団体と連携して、ソフトを中心とした支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女満別研修会館についてでございますが、研修会館に関する社会教育施設基本構想に関しては、今年度も継続的に教育委員会において協議をいただいております。昨年度から町民で組織する基本構想策定委員会を中心に素案を作成いただき、現在社会教育を初めとする各委員等から素案の内容についてご意見を聞いていただいております。新たな施設は、将来にわたり多くの町民が利用する施設であることから、町民の意見を踏まえて検討を進めることが大切であると認識しています。また、この施設が核となり、まちの活性化に資することも大切でありますことから、まちづくりや人づくりという視点に立って、新たな地域の交流が生まれる場になれば良いと、そのように思っております。

次に、北海道横断自動車道の延伸に係る影響とその施策についてでございます。北海道横断自動車道が延伸されることで、人の流れが失われるのではないかとという町民の不安の声は、私も耳にしております。こちらにつきましては本年度から、今後のまちづくりの方向性を示す第3次大空町総合計画の策定に向けた検討を開始いたしますので、この中で議論を重ね、大空町の将来像とともにビジョンを描いてまいりたいと考えております。

最後に、新規参入者に向けた支援等についてであります。新規に起業する事業所

等に対する支援につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。移住定住に対する施策につきましては、定住人口の維持、拡大を図ることを目的とした大空町定住促進助成金を活用し、定住に向けた支援を実施しております。また助成金だけでなく、移住相談に対して、オーダーメイドのまちめぐりツアーを実施するなど、相談者に寄り添ったサービスを提供することで、大空町をより身近に感じていただき、最終的な移住先として大空町を選択いただけるような取組も日々推進しているところであります。

現在実施しておりますこれらの施策につきましては、第3次大空町総合計画を策定する上で、事業検証を実施いたします。その中で反省すべき点、そして強みとして残していく点をしっかりと見極めてまいりたいと考えております。そうした上で、町民の皆様の声に耳を傾け、関係機関とも連携しながら、大空町の目指すべき方向性を示していきたいと考えているところであります。

続いて質問事項の二つ目、本町のライドシェアの取組の状況についてであります。国土交通省が指定するタクシーが不足している地域、時期、時間帯における不足車両数に対して、その不足を補うためにデジタル技術を活用して、タクシー事業者が管理する地域の自家用車、一般ドライバーが有償で運送サービスを提供する自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアが本年4月から始まりました。

また、本年6月に入り国の経済財政諮問会議において、経済財政運営と改革の基本方針2024原案が示され、その中で、デジタルを活用して全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、安全を前提に自家用車活用事業等の活用、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とし、並行してタクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めると明記され、国はタクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業の全国展開を見据えています。

本年3月、北海道が道内全自治体を対象に実施した日本版ライドシェアに関するアンケートにおいては、42の自治体が導入に前向きな姿勢を示していると北海道が公表しました。本町は、ライドシェアに関心はあるものの、制度理解や一般乗客旅客自動車運送事業者、いわゆるハイヤーやタクシーとの人口減少に伴う事業影響、採算性、担い手確保、安全性、夜間などの運送体制やライドシェアに関して認識を共有出来ていないため、理解が不十分であると回答しているところであります。

先に全国知事会は、国の骨太の方針2024原案で示すタクシー事業者以外のライドシェア事業参入を認める動きについて、地域によって公共交通の実情が異なることから、全国一律ではなく乗客やドライバーの安全性の確保を大前提とし、拙速な議論を避けて、きちんと制度設計を考えてほしいという趣旨の要望書を提出しています。

現在、大空町では高齢者運転免許自主返納支援、高齢者等移動支援、患者輸送バス運行、福祉有償運送、地域間バス等の移動支援対策を講じております。自家用車活用事業日本版ライドシェアについて、札幌交通圏が注目されていますが、大空町の公共交通の現状、町民ニーズの把握や大空町の高齢者等移動支援事業や福祉有償運送といった現行事業の評価や振り返り、大空町では未導入の自家用有償旅客運送、交通空白地有償運送の実施可能性やライドシェア制度を所管する北海道運輸局を初め、北海道、地元の運送事業者等と連携した新たな視点を持った地域公共交通の在り方を考える体制構築が必要になると考えます。

第3次大空町総合計画、総合戦略、DX戦略等の検討を進めている今を新たな契機と捉え、町民皆様の移動に関する不安やニーズに耳を傾け、関係機関と連携して大空町として取り組む方向性を考えてまいります。

最後に、本町における公共交通機関の運行状況、福祉有償移送サービスの利用状況について、本町の陸路における公共交通機関はJR、バスがあり、JR女満別駅の運行ダイヤは北見方面行きが1日13便、網走方面行きが1日14便。バスの町内路線は、網走バスの女満別空港線が航空機発着に合わせて、1日9便が運行され、網走観光交通の網走東藻琴線が平日は1日5便、休日は1日4便となっています。これらの利用状況につきましては全部を把握出来ていませんが、75歳以上の高齢者や一定の障がい者の利用につきましては、心身障がい児、障がい者等に対する旅費助成の支給対象となることから、助成申請者の状況は把握しておりますので、福祉有償運送サービスの利用状況とあわせて後ほど担当課長から説明させます。

また、大空町の交通体制において、交通弱者に対する施策を実施していますが、福祉タクシー券の制度は対象となる方の生活に欠かせないものと認識をしています。この福祉タクシー券の事業では、対象者が75歳以上の高齢者や重度心身障がい者としていましたが、要支援及び要介護者も対象とするよう令和6年度に拡大するとともに、これまで複雑で不便とされていた利用方法も一部改善しております。過去にはデマンド交通についても検討した経過もありますし、平成31年度に町内の地域間バスを試行的に増便する取組を行ってきたところですが、利用実績が少なく利用者から、よほど困ったときに利用したいなどのアンケート結果を受けており、究極はドアツードアの交通でないものは求められていないのではないかとという所感があり、どのような交通体制がよいのか悩み試行しながら現在に至っているところであります。

また、新しい技術を取り入れた仕組みについても先行事例がありますので、複合的な問題を解消できるのであれば、それらの活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 岩原議員の一般質問に対し、社会教育施設基本構想に関するこれまでの進捗状況についてご答弁申し上げます。

大空町社会教育施設基本構想については、昨年の6月から協議を開始し、役場職員で構成したプロジェクトチームで基本構想の素案をつくるため、10回の会議を実施し、町民で組織した策定委員会においても3回の素案協議や道内先進地の視察を行うなど、精力的に協議を重ねていただいたところです。また、この基本構想の素案において、町民から広く意見を聞くため町民アンケートを実施するとともに、1月には町民説明会を開催。さらにはふれあいトークの全ての会場で、町民の皆様から様々なご意見等を伺ってきたところです。こうした経過を経て、3月に開催された策定委員会において、社会教育施設基本構想の素案をまとめていただいたところです。

女満別研修会館の建て替えにつきましては、この社会教育施設基本構想の素案を踏まえ、まちづくりの面や財政面の観点から社会教育施設基本構想案を作成し、将来にわたって町民の皆さんにご利用いただくまちの拠点施設となることから、町民

で組織した策定委員会や町民説明会などで、町民の皆様からご意見をお聞きし、将来を見据えた協議を進めていくことが大変重要であると考えているところです。

最終的な基本構想策定に関しましては、各審議会委員や町民意見を踏まえ、教育委員会会議においても議論を深め、その上で議員各位のご意見等を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 私からは、福祉関連施策の利用状況等につきまして説明を申し上げます。

初めに、大空町心身障がい児、心身障がい者等に対する旅費助成金の令和5年度交付実績の中で、JRまたはバスの利用状況がございますので説明を申し上げます。

当該制度につきましては、利用目的が施設利用か病院受診に限られております。自家用車を含む実人員は80人ございます。このうち、JR利用の実人員が16人、バス利用の実人員が1人でございます。JR利用の延べ回数は335回でその内訳として、目的地別に網走市126回、北見市173回、美幌町36回となっております。バス利用の延べ回数については96回で目的地が網走市のみとなっております。

続きまして、福祉有償運送サービスにつきまして大空町社会福祉協議会が実施する利用状況につきまして説明を申し上げます。

令和5年度の登録者数につきましては、合計109人、内訳では、女満別在住の方は83人、東藻琴在住の方は26人となっております。延べ運行回数は1,018回で、その内訳として、目的地別に町内が95回、網走市が359回、北見市が44回、美幌町が520回となっております。

なお、福祉タクシー券及び外出支援タクシー券の令和5年度の利用実績につきましても関連がございますのでご説明申し上げます。福祉タクシー券につきましては、対象者が1,400人。交付人数が979人、これから導き出る交付率につきましては69.9%。利用率につきましては50.1%となっております。利用額につきましては、1,000円未満を四捨五入して、392万9,000円でございます。

続きまして外出支援タクシー券につきましては、対象者、交付人数、交付率は福祉タクシー券と同じでございます。利用率は28.4%となっておりまして、利用額は1,000円未満を四捨五入して、579万7,000円となっております。

福祉施策の利用状況に関する説明は以上でございます。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 細かくご丁寧にご答弁いただきまして誠にありがとうございます。

1番目の中心市街地における地域活性化施策についてでございます。広範囲に渡る中の部分で絞り切ることは出来ませんけれども、一つ例を申し上げますと、昨年、西通の元道道福住線の中の歩道を土現が、今、北海道が12月、本当に今、工事の短い間にあっという間に両面舗装改修していただきました。そのおかげで、雪解けしてから非常に新しい舗装になったりしますと電動シニアカーの方とか、あと子供三輪車、非常に横転の不安がないということで大変喜ばれているところです。こういうことを

見ると、施策を云々というよりもそういった具体的なものでいけば、町並みが新しくなる、活力が出てくるという部分で人が集まってくると私は思います。そういった意味では、何か核となるものというものがここにはないとしても、今まで計画を言った言葉の中では、地域に根差した賑わいということは文言上言うのですけれども、なかなか実態的には人が寄ってこないことには賑わいというものは生まれてこないと思います。私はそういった意味では、今非常に同僚議員の鈴木議員からも、色々とワーキングの部分で話が出たのですけれども、そういった部分で店舗だけでは、商業施設だけではもう非常に難しいというのはもう、重々私たちも認識しているのですけれども、1番最初、道の駅構想があったときに、町の中に道の駅構想が出来ないかとか言った部分も話が出たようにも記憶しております。昔においては、スーパーを中心とした部分で、そういった部分での交流が各拠点交流まで反映させて、継続的に店舗形成が出てきたと理解をしているのですけれども、その中で今歯抜け状態になっている中で、今、起業化支援事業の部分で町長のほうからもお話いただきましたけれども、広報活動の中で、ホームページを見ましても確かに空き店舗の部分についてはたくさん載っております。幅の広いその跡地を活用すれば、店舗形成もできるという説明もありながら、その部分を見ているのですけれどもなかなかそれに取りつくような部分の施策がどうしてもないと思います。今、そういった部分で思うと、私は魅力的なものということもそうなのですから、人がどういうふうにして集まっていくかといった部分について、もう一度町長のお考えをお話いただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員の質問にお答えしたいと思います。

今の女満別地区の西通の部分、核となる施設がないということでございます。岩原議員のご発言にもあったように、平成14年に中心市街地活性化基本計画を西通のところを中心につくりました。つくったのですが実は計画を、本来は平成15年度に国に計画を提出し、国の中心市街地活性化の補助金等を活用して、沿道型の区画整理事業と市街地再開発を組み合わせた事業を行うということを計画しておりましたけれども、結果的には、商業者のところで、やはり、なかなかそこは出来ないという判断になって今の状況になってきたところでございます。それからもう20年近く経って、当時、元気で店舗を経営されていたところもなくなって本当に寂しくなってきたなあというのがあります。そういった中で、そこに、にぎわいではないのかもしれませんが、人を集めたいということで、網走信用金庫の跡地を町のほうは、そこを寄附いただいて、改修をして社会福祉協議会の事務所として、そこに集まってこられる方々が買物に行けるような形で、社協をその場所に移っていただいたのですけれども、なかなかそれをもってにぎわいというのは創出できるものではないなと感じているところであります。であれば、何でにぎわいを持たせるかということになりますけれども、やはり、今考えられるのは、いろんな商店、そらっきーポイントカード会の事業で何かあそこで出来ないかなとか、昔そこでやっておりました演芸を、道路を封鎖して行っていただいたり、また、今年の冬には商工会が中心となって焼き肉祭りをやっていただいたりなど、そういったソフト事業を組合せながら、何とか中心市街地のにぎわいというものを確保し、高めていきたいと考えているところであります。しかし、残念ながら今のところ、あそこのどこかの

建物を使って何かやることが出来るかというところは、行政としてはなかなか考えては
いないところでありますので、そういったところは、先ほども申しましたように、今後中心
地が大空町の総合計画の中で、例えば空き店舗、空き店舗に当然そこに新規で入
ってきていただけるのはいいのですけれども、これからちょっと考えられるのは、やはり
今、経営されている方が高齢になってきて、その事業をどう継承していくかというところ
が一番課題ではないかなと思っております。この間の札幌のある地区のラーメン屋さ
んなのですけれども、すごく繁盛するラーメン屋さんなのですけれども、店主が高齢にな
って、そこを辞めるというところで、そこにずっと常連で通っていた女性の方が、その店
舗譲り受けるのですけれども、ただ譲り受けるだけではなくて、その店主の味も一緒に
譲り受けて継承させていただいたということもありますので、そういったことが、今後新
しい商店街の活性化というところの中で、何か考えられるようなことがあれば、しっかり
検討してまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。ありがとうございます。いわゆるにぎわいづくり事業ということで、
商店会、カード会を中心に今までもやってまいりました。もうハード的な部分というのは、
もう本当にちょっと残念なのですけれども、過去に断念したその中心市街地の活性化基
本計画、そういったものは承知しておるのですけれども、ここの部分でいったときの、
その時点で、非常に後継者問題とか、体力がなかったといったこともあるのですけれ
ども、なかなか一本化にならなかったというのを、ちょっと私も後から聞いております。
そうは言っても現実的にはこういう問題もありますので、とにかく、商工会あるいはカー
ド会中心に、今年もこれから26日には、ひまわりののぼりをまた商店各店の前に並べ
てみたり、花苗を設置したりというようなことの作業も入ってきますけれども、お客様が
本当にこういう寄ってもらえるような部分についての整備する状況の部分でやってい
きたいと思っております。

その中で中心市街地の中の部分で今、空き店舗をハード的なものでどうのこうの、
云々お話がありましたけれども、もう一つには、今、コワーキングということで、いわゆる、
コロナ禍の中で都会から女満別に移住した方でも、先ほどの鈴木議員のこともそうだ
ったのですけれども、ワーキングスペースとして、どこかないかといった部分も、いわゆ
るオフィス替わりのものに区分けする中で、網走市のほうも助成しながらそういった部
分事業展開をしております。そういった部分も入れながら、いろんな異なる職業の
方々も含めて来ていただきながら、そういったワーキングスペースができれば、1人が
来る、あるいはその中でいろんな小さなイベントを各奥様方、お母さん方が、子供たち
のために何かのイベントを開くとか、そういったスペースがあればいいのだろうと思ひ
ます。これは、商店街の中に設けることなのか、あるいは、今、研修会館の整備計画
の中でそういったものを取り入れながら、一体化になってやっていく事業展開というも
のが一つ必要でないかなと思います。1番の今の商店街の活性化施策については、
今、町長からもご丁寧にお話がありましたので終わりとします。

2番目の研修会館の核とする上での、今、そういったレンタルオフィスですとか、そ
ういったワーキングの検討というのができるかどうか考えをお聞きしたいと思ひます。よろ
しくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員の質問にお答えいたします。

まず中心市街地のにぎわいに関しましては、これからも商工会やそらっきーポイント会と協力しながら創出に向けて頑張っていきたいと、そのように考えております。

また研修会館の建て替えの部分でコワーキングスペースだとかいうところでございますけども、今の新しくつくる施設の中に私は専用のスペースというのは余り要らないのではないかと考えていまして、それよりは明るくてちょっと広目なロビーの中で、その中でちゃんとWi-Fi環境が整っていて、事務パソコンで作業だとか、ちょっとしたテレビ会議みたいな形ができるようなものが何か検討できればいいのではないかと考えております。研修会館の後継施設と言いましようか、こちらについてはやはり今までも、サークル活動だとか様々な活動で使っていただいて、町民の方々にとってはなくてはならない施設であると考えております。ただ、今まだ建物のどういった機能を持たせるかというところの話でしか進んでおりませんが、本来であれば、ゲートボールセンターの横の駐車場であったり、さらにはその奥の元の企業の前の駐車場であったり、あの一角全体を含めてやはり考えていかなければならないのではないかなと思っています。当然ゲートボールセンターの横の駐車場は昔から盆踊りだとか、そういった何かにぎわいの創出の場でもありましたし、そういったことがきちんと、新しい施設あそこを全体で考えたときにも同じようなことができるような、そういったものも含めながら考えてまいりたいと、そのように思っているところであります。最終的には、皆さん今、色々意見いただいていることをしっかり庁舎の内部でも、しっかりみんなで検討しながら、そして最終的には、しかるべき私が判断して、また皆様方と協議をさせていただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

今、町長のほうからもWi-Fiの設置云々というお話も先ほどありました。これまさに今、ポイントカード会、カード自体今の事業、執行やっていますけれども、将来的に町全体でDXのことを考えれば、電子化ということは当然だと思います。それで、そういった意味ではWi-Fiの整備環境というのが、本当に商店街の中にお客さんが来て使えるような方法、やはり求められていると思います。私、前も言いましたけども、セブンイレブンのところに夜遅く若い方が駐車場に止まって何をやっているのかなと思ったら車の中で、ネットでやっている動画を見てみたいという形になるのですけれども、本当にそういった意味では、人集めの部分についても快適な部分でありますし、商売的にもこれからそういった方向性に向いていくのだろうなということから踏まえても、是非そういった部分ではハード的な部分の整備もお願いをしたいと思ひます。これ2番目はということで本当に前向きな町長のお話をいただきました。

次3番目に行きたいと思ひますけども、これはもう私ももうちょっと色々話を聞きながら言ったのですけれども横断道路、そもそもが黒松内拠点ですずっと来て、北見から網走市、網走市から根室市という北海道横断道路だという位置づけというものは理解出来ます。それは何のためかという、いわゆる観光業の部分でもそうですけれども、

その地域の農水産物の物流の効率化とか、空港からのアクセス強化といったことで当然必要だと思います。私も反対するわけではありません。ただ、やっぱりそれだけ白滝とか丸瀬布とか、ちょっとお名前を出せばあれなのですけれども、そういった中では非常に高規格が通ってからは町が疲弊して、セイコーマートあたりはもう町民の方しか来ないようなところも現状にあるという話を聞いたことがあります。そういった部分では大変なおさらに、商業関係ということになれば、今、大きな店舗がありますけれども、出ていますけれども、これお客さんが減少すると撤退するのではないかということです。心配される方もいらっしゃると思います。そうすると1番最初に私お話しましたとおり、今、非常にこういった量販店が出来たおかげで、まちの魅力化につながって、若い人たちが定住してくれているということもあると思います。そういった部分の影響というのは本当どうしても考えられますので、そういった部分の対策といいますか、お話をもしお考えがあれば、お話をお聞きたいと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずは、にぎわいの部分では、過去に同僚議員のほうからも公共施設にWi-Fiを整備というお話がありましたが、やはり新しくつくる研修会館の後継施設には、私はなくてはならないものであるなと思っておりますし、また今、ポイントカード機がかなり古くなってきて、更新の時期をそろそろ考えていかなければならないという中で、ちょうど今年度から進めていくDX、その中でうまく何かできるものがあればということを考えておりますので、そういったまちづくりというか中心市街地の活性化につながるような、そういった施策もあわせながら考えてまいりたいと思っております。

また、いただきました横断道によって中心市街地の商業という部分に影響があるのではないかとということで、確かにうちは、ほかとは違うのは空港というのがあって、恐らく目的の方は空港まで行く、または空港に降りられて、空港起点にどちらかの網走方面行くのか阿寒方面に行くのか、そういった方向に向かうということで、網走方面に向かう方は一度空港では降りられると、空港からレンタカー借りて、すぐバイパス乗って行ってしまうのか、そこをいかに町なかの空港線や、国道39号を走らせるかということになるかと思っておりますけれども、そういったところはやはり、新しい何か仕掛けを考えていくということも大事なのですけれども、例えば今、空港の横で咲かせているひまわりであったり、メルヘン丘であったり、道の駅であったり、そういったことをうまくPRしながらちょっと寄ってみようとか、そこに寄ると大空町にしかないような、ここでしか食べられないようなものが買えたり食べられたりするような、そんな仕掛けが必要になってくるのではないかなと考えております。正直、バイパスが何年後に開通するかあれですけども、開通したときにどれだけの交通量が減るかというところは分からないところではありますけれども、ただ言えるのはやはり間違いなく減ることは確かであるなと思っております。そうした中で今、ロードサイドショップというようなある程度大きな店舗が、女満別側に張りついておりますけれども、そこがうち大空町に入るときに、そういった通行量を加味しながら考えていたのか、大空町の人口あるいは周辺人口の生活圏の人たちだけを考えたの出店計画であったのかというところは、私はちょっと分かりませんけれども、その売上げ等が減るというような可能性があったとしても、なかなかちょっと、今段階でそれに対する対応策というところは考えていないところでありますので、今後、道路がで

きるまでに時間はあるとはいえ、また、ないとも言えるところでありますので、しっかり総合計画やまちづくり計画、まちづくり等の中で考えながら、順次いろんな対策を講じてまいりたいと考えております。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。本当に前向きに町長からご答弁いただきまして誠にありがとうございました。これは行政だけに委ねるのではなくて、やはり地元商工業者も含めて対策を考えていかなければならないし、それからその中に残っている商工業の方々が一致団結しながら、町をどう維持していくということを含めて話し合いを持っていかなければならないと思いますので、またそのときにはよろしく願いをしたいと思います。

民活を利用した場合では、帯広では今年度から始まった帯広の元気な中心市街地づくり促進事業補助金というのをつくって、帯広市が最大500万補助します。補助率が最大2分の1ですというような、こういった新しい事業も展開しながら、各道内ではいろんな部分で事業を創設しているところもありますので、これについては、次期総合計画の上位計画として、まずはそこでしょうから、その後でいきますと、何か精査しながら総合計画の推進委員さんお願いして一緒になって、私たちもあれば何かお手伝いできればと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それで次に最後ですけれども、ライドシェアの関係でございます。確かに、今、既存のタクシー運行业者との兼ね合い、いろんなことがあります。先ほど宮田課長のほうから非常に丁寧に運行、利用状況をお話しいただきました。利用状況については、結局これで足りないと言っている方がいらっしゃるのです。やはり病院通いするにも、何をするのでも、ないので何か方法ないか。ただ、町としてはこれだけ一生懸命やっている。そうすると別な交通手段の関係で、乗合タクシー的なもので病院通いが出来ないか、あるいは公共交通機関を使っていくとその時間帯に行っても、病院のところで間に合ったり、間に合わなかったり、帰りの時間帯が合わなかったりと1日潰れてしまうというようなこともあります。年寄りですから大変な部分もありますので、そういった部分ではライドシェア乗り合いタクシー、乗り合い事業を何とか大空町独自の部分でやっていけないかなと思います。

例えば道内これ昨年、総務でちょっと視察に行きかったのですけれども、天塩町でも稚内まで行く間の乗合事業というのをやっております。こういったものを含めてこれからいろんな部分で勉強しながらやっていきたいと思うのですけれども、1点だけ、ちょっとご要望させていただきたいと思うのですけれども、今その他の利用者についてのお話がありました。ただ、今これに該当しないところで運転免許返納した方、これは介護認定要介護だとか認定を受けてない方、当然元気な方はいらっしゃると思います。そうすると移動の手段がない。あるいは車の運転免許も返納した部分もそうなのですけれども、運転する車がないと家に。そういった場合、なかなか1人で行けるにも行けないといった部分で買物ですとか、そういった部分がありますので、今、障がい者あるいは介護関係の部分で、高齢者といった部分もそうなのですけれども、そういった部分は当然そういう基準があるのですけれども、今、私がお話しした運転免許を返納した方ですとか、そういったことで世帯に車を運転する方がいないとかいろんな部分のケースがあると思うのです。そういった方に福祉タクシー券の利用幅が広げられないの

か。そこだけ1点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず中心市街地の新規参入という部分で、帯広市の500万補助、16万都市の帯広と、6,700ぐらいの大空町でどれぐらいのものかっているのがありますけれども、500万というあれではなくて、先ほど申しましたように、事業継承だとかする場合に、ちょっと通常の企業家よりも上乘せする形とか、いろんなやり方というのは、今後考えていかなければならないと思いますし、これは女満別地区だけではなくて、東藻琴地区も町なかに足りていない業種が入ってほしい場合にはちょっと上乘せするだとか、何かいろんな柔軟な補助の考え方というのを検討していかなければならないのかなと思っておりますので、これについても今後、総合計画等やっていく中でしっかり考えていきたいと思います。

そしてライドシェアの部分で運転免許を許若くして返納された方に対して、何も車もなくなって移動が大変だということでございます。正直申しまして若くして免許返納されているその実例が、私あまり分かっておりませんので、もし今後可能であれば、今の年齢基準に満たない方でどうしても体の都合等で免許を返納しなければならなくなったような方に対しては、同じように福祉タクシー券を交付するだとか、そういったことは今後検討していくことができるのではないかなと考えております。

ただ、正直今の中では大体免許証返納された方というのは、福祉タクシー券も外出支援タクシー券も両方もらえる対象になられているのではないかなと思っておりますので、もしそこから漏れているような方がいれば、何らかのそのの方々をちゃんとしっかり補ってあげられるような施策というものを考えていきたいと、そのように思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 多種にわたり色々とお話を伺わさせていただきました誠にありがとうございます。今、直近する本当に課題としてのまちづくりということで、先ほども申し上げましたが、これ一人一人が出来るわけではなく、やはり、他を踏んでいかなければならないもあるでしょうから、色々とお話をさせていただきながら、協力をさせていただきたいと思います。とにかく、まちづくり、人づくりと言いますが、ただ、町にはやはり人が集まってもらいたいというのが正直なところですので、それに向かってまたお話を伺いながらお願いもあると思います。

今日、本当に町長からいろんな前向きな答弁いただいたことで大変感謝しております。またよろしくどうぞお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。岩原議員から、非常に今課題となっている観点のところを、ご質問いただいたと思っております。中心市街地の活性化というのは、単にまちなかのにぎわいだけではなくて、やはり町民の元気といったところにもつながっていく

と思いますので、やはり中心市街地が何となく寂しいと、町民の皆さんも元気がないのではないかと映ってしまうので、しっかりとぎわいを高めて、町民の皆さんが元気になるように取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、ライドシェアにつきましても、この取り組みというのは、うちにも有効に活用できるものではあるというのは私当初思っておりまして、ただ、先ほど天塩の話もありましたし、最近では中頓別だとかいろんな、もうバスもない、タクシー業者もない、当然JRもないというような地域の中で、今のライドシェアの取組を検討されているようです。大空町については、女満別地区にはJR、バス、そしてタクシー、ハイヤー。東藻琴にはJRはありませんけれども、バスもハイヤーもあるという中で、まだ比較的恵まれているのかなとは思いますが、やはり町民の方の移動のニーズというのは多様化しておりますので、今後、それこそもっともって技術が進んで、ライドシェアというか、頼んだときに、もう車だけで、人が乗っていない形で自動運転で目的地に運んでいただけるような、そんなところまで技術が進めば、様々な新しい交通施策というのが考えられていくのかなあと思っておりますので、まずは、今頑張っていらっしゃる事業者をしっかり支えていけるように支えていき、町民の足の確保というところをしっかりと行えるようにしてまいりたいと思いますので、今後とも様々なところでご意見を、ご指導いただければと思います。ありがとうございました。

◇岩原議員 終わります。

◇議 長 これにて、岩原繁議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、3番、福田淳一議員の一般質問を許します。福田淳一議員。

◇福田議員 令和6年第2回定例会で、通告に従い一般質問いたします。

質問事項は、今後の畑地かんがい事業についてお伺いいたします。

近年の異常気象により、畑作物に水が必要とするとき、降雨がなく、また、降るときは必要以上に降るなど、耕作者にとっては予測出来ない天候が起こっています。今の畑地かんがい事業は、そのようなときに必要とする水を少しでも適期に冠水して、作物の被害を緩和する手段として取り入れられており、農家にとっては、作物を育てる上で重要な手段となっています。そのような水を今は一部の地域でしか利用出来ない状態ですが、今後大空町の全域で利用できるように整備する考えはないかを伺います。大きく分けて2点お聞きいたします。

一つ目は、今後の事業拡充計画の考えがあるのか伺います。

二つ目として、現在の古梅ダムの利用状況について。

お話を聞いている中では余力があるというお話ですが、その余っている水というのは、今現時点では、どのように対応しているのかをお聞きいたします。

以上、2点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 福田議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

近年は世界的に見ても異常気象が増加している状況であり、当町においても例外ではないところでございます。そういった中、干ばつなどが発生した際にも作物に冠水できる畑地かんがい施設は、その機能を十二分に発揮しているところです。畑地かんがい施設整備については、事業規模が大きいことから、多額の事業費と時間を要し、施設の必要な箇所が散在している場合には、事業費も管理費も非常に高額となります。現段階におきまして、国営事業等で造成した老朽した施設の更新計画はあるものの、ご質問いただいた町全域を対象とした畑地かんがい整備の拡充計画はございませんが、気候変動が進行している不安定な状況下において、今後の地域要望が増加した場合を見据えて、各地域のかんがい用水の供給手段については、対策案を整理しているところであります。なお、対策案につきましては後ほど担当参事より答弁させます。

最後に、現在の古梅ダムの利用状況について、余り水、余水があるかどうか。余水がある場合の対処はどうしているかについてのご質問でございます。

現在の古梅ダム受益面積は3,156ヘクタール、うち大空町は1,937ヘクタール、61%を占め、残り39%は美幌町が使用しています。計画時の農作物の作付け状況と現在の作付け状況に変化があることから、開発局において平成30年度から令和2年度まで、地域整備方向検討調査を実施した結果、おおむね540ヘクタール分の水利権を新規取得することが可能と試算され、つまり、美幌町及び大空町で、その分の余水があるということになります。余水について、別用途で利用する予定は今のところありませんが、新規取得可能な540ヘクタール分については、今後どのようにしていくつか地区調査などで検討してまいりたい、そのように考えているところであります。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 佐々木産業課参事。

◇産業課参事 私からは、大空町における畑地かんがい施設の現状と対策案についてご説明申し上げます。

まず、現状では大空町の畑地かんがいが整備されている地域につきましては、古梅ダムから用水を供給している大成、大東、中央、巴沢の一部の地域がでございます。これ以外の地域につきましては、畑地かんがい未整備である状況でございますので、3地区に分割してそれぞれの対策案をご説明申し上げます。

まず、湖南、昭和、朝日、日進、開陽地域の対策案であります。この地区については、古梅ダムからの用水供給につきまして、計画時の農作物の作付け状況と、現在の作付け状況など、地域の営農が変化し、古梅ダムの用水利用にどのような影響があるかについて平成30年度から令和2年度まで、開発局で地域整備方向検討調査を実施した経過がございました。調査の結果、地域の営農の変化に伴い古梅ダムの用水に余剰水があることが分かりました。概ね540ヘクタールの水利権を新規取得することが可能と試算されたところでございます。また、その中で、平成30年度には、畑地かんがい用水未供給地域の湖南、昭和、朝日、日進、開陽地域へ聞き取り調査を実施いたしまして、結果は大空町で704ヘクタールの整備要望、美幌町で622ヘクタールの整備事業要望がありました。

当町は次のステップとして、令和3年度から開発局へ地区調査の実施を要望しま

したが、共同で古梅ダムの国営造成施設を管理している美幌町からは、施設の老朽化に合わせ新規畑地かんがい施設の整備を行うことが妥当であるのご意見から、地区調査は一旦休止となっているところでございます。しかしながら近年の急激な気候変動を踏まえまして、地域はもとより、美幌町と地区調査の実施に向け調査を行い、開発局に地区調査実施を求めていくことについて対策案として考えているところでございます。

続きまして、次に本郷、住吉、豊里地域の対策案であります。この地区は、各地域の圃場の面積のうち2割は水田での水利権取得。8割が畑での水利権を取得してございます。そのため畑地かんがい施設の整備、備品購入を行えば冠水を行える地域でございます。そのため、本年度から事業開始された道営事業、女満別南部2地区でリールマシンの一部を更新して、古いリールマシンを低台地域へ貸出しについて進めているところでございます。使用希望の聞き取り調査を行いましたところ、低台地域には、およそ10台程度の要望がございましたので、事業完了である令和10年度までに要望者へ順次貸出ししていくことを進めているところでございます。

また、リールマシン以外の給水栓等を整備していくための次期道営事業による畑地かんがい整備につきましては、水田活用の直接支払い交付金による畑地化が進むことで地域の農業形態が大きく変わることから、個人の面積を優先するのか、広域的な観点から畑地かんがい施設整備を優先するのか、地域の方向性や要望に沿って事業メニューを要望していくことで考えているところでございます。

最後に、東藻琴地域の対策案であります。東藻琴地区においては、清里町にある緑ダムを水源とした用水供給案でございますが、緑ダムの水利権取得可能面積が1万8,510ヘクタールでございます。しかし網走市、清里町、小清水町での整備面積がその面積まで整備がされておられません。1市2町の協力、理解を得られましたら、緑ダムからの水利用は可能性がございました。

また、東藻琴地区の大進地区あたり近辺まで管路が来ておりますが、どの区域が既設管で排水可能なのか、基既設管に排水能力がない場合も管の入れ替えが必要になるかなどの調査が必要になります。調査につきましては地域の要望を前提といたしまして、開発局へ地域整備方向検討調査を要請していくことを対策案として考えているところでございます。

以上で、私からの対策案の説明を終わります。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、3番。畑地かんがい事業については、3地区に分けて進められている、または地域の方向性をしっかりと聞きながら進めていきたいということで理解していきたいと思います。

また、今までの経緯も聞かせていただきまして、本当に大規模な事業でありましてなかなか大変だというのは分かっております。

また、職員の皆さん方々も、今までのご苦勞に関しましては敬意を表するところであります。ですけれどもやはりこれからは、また、これから新しい作物など考え方も必要ではないかと思えます。これからの取り組みというのは、やはり新しい視点を取り入れながらJAや若い職員などの発想を必要として考えていただきまして、取り組んでいただ

きたいと思っております。そういう中で、今後例えば新規受益者になりたい人がいるという場合には、それを取り進めるまでにはどれぐらいの時間が必要であり、どれぐらいかかるのか、再度質問をさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 福田議員から、新規で畑かんの水を利用したい。という場合にどれぐらいの年月がかかるかということでございますけども、先ほど担当参事が説明したように、古梅ダムの余り水というのが540ヘクタール分しかございません。平成30年度にこの湖南、昭和、朝日、日進、開陽地域そして美幌地域に要望した要望面積が大空町で704ヘクタール、美幌町で622ヘクタール、どちらも540を超えている状況になっています。そういったこれが平成30年度の調査ですから、令和3年度の干ばつを経験した農業者の方は、恐らくこの平成30年度には希望しなかった方も新たな調査では手を挙げてくるのではないかと、そのように考えますと両方合わせて1,326ヘクタールの要望がさらに増えるのではないかなと想定されます。

そういった中で余り水を活用し受益を受けるためには、年数がどれだけかかるかというよりも、まず、地域の意向を取りまとめ、国営事業のその要件が満たせた上で、美幌町と大空町で開発局の地域の地区調査を実施していくことになるのですが、先ほど申しました540ヘクタール分の余り水しかありませんので、これをどのように配分するか、その調整というのが非常に難しく、簡単に新たに受益者を増やすということにはならないのではないかなと考えております。

ただ、そうはいえ、やはり冠水をしたいという農業者の要望というのは大きな声となってきてございますので、美幌町とも連携を図りながら、どういった補足をとることが地域の農業者、そしてこの大空町と美幌地域の農業をこれからも持続させていくことができるのかということを考えながら検討してまいりたいと思います。

本当に水が必要だというお声は十分冠水もそうですし、防除用の水であったり、やはりすごく便利だという話を聞いておりますので、そこはしっかり大空、美幌両町連携を図りながら、開発局とも連携し、1番最善の方策というのを見いだしていきたい、そのように考えております。

したがいまして申し訳ございませんが、何年かかれば水が使えるというところのお答えにはならないのですけれども、ご容赦いただきたいと思います。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 ただいま町長に答弁いただいたように、まさしくそのとおりだと思っていたに、これからの希望があると思っております。町が畑地かんがい事業に取り組まれてから長い歳月が経過されていて、先ほど説明にあったとおり、老朽化のほうもかなり進んでいるということで、本当に大規模の事業だということは重々承知しております。また、近隣の町との整合性もありますし、取り進めにはとても大変な事情もよく分かっているつもりではおりますが、大空町の基幹産業は農業というように自分たちでも思っておりますし、やはり農業を守る意味からも今後の取組をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして一般質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 国営かんがい排水事業の女満別地区古梅ダムは昭和47年から工事が始まって、完成したのが平成10年でございますので、やはり、大規模なダムを増設するというのは、相当の期間もかかります。ただ、先ほど議員もおっしゃいましたように、これから更新していく中で、これが可能かどうか分かりませんが、ダムをかさ上げして中に貯留できる水を増やすことができれば、畑にまける水も当然増えるということですので、当然面積も増えていくというようなことが出来るのであれば、そういったことも考えながらこれからこのますます気候変動の中で厳しくなっていく水、雨が必要なときに降らないというんことが、これからも度々起きてくるかと思しますので、そういったときにきちんと対処できるよう、そして、今、受益されていない方々もきちんと何とかそういった受益ができるような仕組み、そういったものをしっかり考えてまいりたいと思いますので、これからも様々な場面で、そういった皆様方の声だとかを行政のほうに伝えていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇福田議員 終わります。

◇議 長 これにて福田淳一議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2時10分)

(再開 午後 2時19分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いで結構です。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、7番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、7番。令和6年第2回定例会通告に従い一般質問を始めます。
大空町の町有地は、大空町町有地利用計画により計画期間を10年間とし、町有地の利用は社会情勢や住民のニーズ等とともに変化することから、前期5年間、後期5年間の期間区分を設定し定期的な見直しが行われています。町有地は行政財産と普通財産に分けられ、その管理、運用等については関係法令等の諸規定に基づき適正に執行されています。大空町町有地利用計画において、町有地利用計画の趣旨としては、町有地を良好な状態に管理し、その目的に応じて最も効率的に運用することが重要であると示され、町有地利用の基本的な考え方としては町有地を有効に活用していくことは行政に求められている課題であるとも示されています。
町では今後、一般廃棄物広域中間処理施設の建設及び北海道横断自動車道女満別空港網走道路も計画されており、町有地を有効に活用するためには、関係する

町有地の活用のビジョン及び民有地、企業跡地への町としてのかかわり方を早期に示していく必要があると考えますが、現時点でどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

小項目の1点目といたしまして、町有地の有効な活用の考え方について。

小項目2点目といたしまして、町有地、女満別公園2丁目22番地の1、旧網走川浚渫土一時堆積場の現状と課題について。

小項目3点目、町有地、女満別湖南254から257番地、網走湖浚渫土仮置き用地の現状と課題について。

小項目4点目、町有地、女満別眺湖台3丁目、旧女満別中学校用地及び隣接する民有地旧女満別食品跡地の現状と課題について。

小項目5点目、町有地、東藻琴末広628の1、末広628の46、末広628の49の現状と課題について以上5点。町長より答弁をお願いしたいと思います。

以上1回目の質問といたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問にご答弁いたします。

前段に、町有地の有効な活用の考え方でございます。

平成29年度に10年間の大空町町有地利用計画を策定し、令和3年度に中間年として見直しを行っております。町所有地利用計画では、計画の趣旨、基本的な考え方、町有地の現況や課題等、利用方針、土地取得に関する方針を定めており、町有地の有効な活用の考え方につきましては周辺土地の環境を踏まえて、公共利用や売却、貸付けを検討するとともに地域活性化を図るために企業等の民間活力の活用など、他用途での土地利用を考慮することとしております。

また、造成工事等を必要とせず、そのままの形状で住宅用地として利用することが適している町有地につきましては、定住対策用地として処分を検討することとしており、現状では積極的な活用がない土地につきましては、継続して所有することとしております。

なお、それぞれの町有地の現状等につきましては、各担当から答弁させていただき、私からの答弁は以上とさせていただきます。

◇議 長 笠井総務課参事。

◇総務課参事 後藤議員からの2点目のご質問にご答弁させていただきます。

町有地の女満別公園2丁目22番地の1でございます。場所につきましては、女満別神社の奥にあるトマップ川の右岸側の土地となっており、その左岸側は雪捨場として活用しているところでございます。

質問のありました右岸側の土地につきましては、過去に浚渫土の一時堆積場として使用しておりましたが、現在は使用しておらず、空き地の状況となっております。都市計画、都市公園の区域となっており、都市緑地として、今後も継続的に所有する予定としております。

以上、2点目の答弁とさせていただきます。

次に、3点目の町有地、女満別湖南254番地から257番地でございます。場所につきましては、網走湖沿いの山下岬付近にある網走国定公園とJR線路の間に位置しており、民間の木材工場から踏切を越えたところでございます。現在、網走開発建設部に網走湖浚渫土の仮置き用地として貸付けを行っております。貸付地につきましては、大空町女満別湖南255番地の1、255番地の3、256番地の1、256番地の2、256番地の5の5筆となりまして、合計面積は6万4,313.24平方メートル。今年度の年貸付け料につきましては、年額19万2,930円となっております。今後におきましても、当面は貸付地として継続所有する予定としております。

以上3点目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 4点目の女満別眺湖台3丁目、女満別眺湖台の住宅街東側にあります旧女満別食品工場につきましては、昭和48年女満別中学校の移転新築に伴い旧校舎跡地がフタバ食品株式会社に売却され、食品工場として稼働しております。30年後の平成15年2月、工場の生産活動が中止となり閉鎖となっております。工場閉鎖後、町内の農業グループなどが施設の一部を借受け、生産物の貯蔵場所として現在も利用されております。建物は工場として使われておりました旧校舎をはじめ、倉庫などがありますが、最も古いもので築70年以上が経過しております。傷みが激しいものにつきましては、一部解体工事を行い撤去したこともある旨伺っております。

この用地につきましては、様々な企業などと新規事業の展開における候補地として紹介するなどしております。しかしながら、現状、進出に向けた具体的な事案には至っておりません。老朽化が著しい建物の解体などにつきまして、所有者でありますフタバ食品と意見交換をさせていただいているところでもございます。

以上でございます。

◇議 長 菅野総合支所長。

◇総合支所長 5点目の東藻琴末広628番地の1、628番地の46、628番地の49でございますが、東藻琴末広628番地の1につきましては、平成9年から現在に至るまで、町が網走交通株式会社と賃貸借契約を結び貸付けを行っている土地でございます。

次に、東藻琴末広628番地の46につきましては、現在、教育委員会社会教育施設の白樺台スキー場として運用し、冬の体力増進の場として、また、学校授業やスキー教室などでの活用が図られております。

最後に、東藻琴末広628番地の49につきましては、末広川の公共用河川を示してございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 小項目1番目の一つ目、町有地の有効な活用の考え方については理解

出来ました。今後におきましても良好な状態に管理し、目的に応じて効率的運用を利用計画のもとに行っていただければと思います。

それでは、小項目2つ目、公園2丁目22番地の1について再質問させていただきたいと思います。

この土地は、過去に宅地分譲した旧昭和公住跡地に近く、また、西側の道路を挟んだ公園公住は大空町公共施設等総合管理計画によりますと、令和7年2025年に廃止予定となっております。私の考え方といたしましては将来的にこの公園2丁目22番地の1も宅地分譲の可能性があるのかと考えるのですが、先ほど都市公園にひっかかっているということですが、有効活用の可能性があるのか伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ただいまの公園用地の宅地としての活用について質問いただきました。議員もおっしゃられましたとおり、大空町女満別都市計画の都市公園区域、トマップ川公園区域に指定されている区域でございますので、その都市計画を変更してまで、そこを宅地として利用するかというところは、正直そこまでは考えていないところでありますし、また、当該地は防災の観点で見ますと、浸水区域に入っている土地でございますので、現状そういったことを考えると、この土地はそのまま緑地として、公園用地として管理していくのが望ましいものと、そのように考えているところであります。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。都市計画区域となっております、また地盤もよろしくないということです。近くにある公園公住は廃止予定となっておりますので、今後、建築価格等も高騰しておりますけども、なるべくその近くに昭和公住跡地のように宅地分譲を考えていただければと思います。これは、小項目2番は質問を終わりたいと思います。

小項目3番、女満別湖南254番地から257番地についてでありますけども、過去に私の議員活動の一環の中で、大空町にグランピング施設を建設したいという業者の方がいらっしゃいまして現地を確認させていただいたことがあります。この場所は道路わきのまとまった土地でありますし、すぐ近くに山下岬があり、静かな浜辺で散策できる環境でありまして、電気、水道も近くまで来ていることから、例えばグランピング施設などにも可能性のある場所であると感じましたが、今後、アドベンチャートラベル等の体験型観光の観点からも、また、総合計画において観光振興の施策の背景として滞在型観光につながる新たな観光素材の選定及び発掘が必要であり、魅力ある滞在型及び体験型観光を促進するとも明記されていますが、当該地の有効活用の可能性があるのか伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず公園用地につきましては、当該地については先ほど申しましたように、都市計画の都市公園という区域であり、また浸水区域であることから、宅地としてはなじまないものと考えておりますが、先ほど申しました公園公住用途廃止後に宅地造成

ということを検討しなければならないかなと思っておりますので、やはり空き家対策も必要ですけれども、やはり戸建ての住宅を建てたいという、そういったニーズもあるものとお聞きしておりますので、そういった両面をこれからもしっかり行ってまいりたい、そのように考えております。

続きまして同じく湖南の土地になりますけれども、こちらについては、先ほど担当が申しましたとおり、網走開発建設部と毎年単年度での賃貸借契約を締結している土地でございます。契約期間満了後も引き続き網走開発建設部が土地の賃借を必要とするときは双方協議することとなっており、現状は浚渫土が大量に置いてあり、搬出に要する経費と時間は相当量かかるものと推察しております。

また、観光の点で活用を考えた場合には、網走国定公園と隣接しており、国定公園として様々な制限があることから、関係機関との協議や対策も必要になってくる土地ではないかなと、そのように考えております。

いずれにおきましても今後においても、網走湖の環境改善を図る上で、浚渫工事というのが必要になってきた場合には、当然、湖の底から出される浚渫土置場というものをも町としても用意しなければなりませんので、網走開発建設部が必要としている期間については、現状どおり貸付地として管理していきたいと考えているところであります。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。今後においても湖南地区の場所でありますけれども、網走湖の浚渫を行われた際には使うということで、分かりました。

続きまして小項目4点目について再質問させていただきたいと思います。女満別眺湖台3丁目につきましては、現在、北海道横断自動車道女満別空港網走道路の整備が予定されておまして、記者発表の記事においても大空インターチェンジが予定されており、インターチェンジは現道の駅の東側、つまり眺湖台この3丁目付近に予定されていますが、このことについて現時点での町の考え方を伺いたいと思います。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 はい。後藤議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、町は今年度から総合計画の策定の準備を進めており、令和8年度から10年間の次期計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。これまで積み重ねてきました施策等を振り返りまして、町民アンケート調査などを実施し、ニーズを把握した上で、時勢を踏まえた計画の作成を行ってまいりたいと考えております。

その中でまちづくり推進室としましては、北海道横断自動車道女満別空港網走道路に特化したものではなくて、絞り込むものではなくて、大空町の将来像を見据えて、まちづくり全体としてのビジョンを描きたいと考えております。

以上でございます。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 北海道横断自動車道女満別空港網走道路の整備に絡んでその土地に関しまして、大空町都市計画マスタープランのことについても、若干変更の可能性等もあるものと考えられるということで、その部分についてお答えしたいと思います。

大空町都市計画マスタープランにおいては、既に北海道横断自動車道女満別空港網走道路の整備について盛り込んだ内容としております。しかし、その上位計画に当たる総合計画などが、今回のインターの関係で見直しがされるような場合におきましては、その上位計画との整合を図るため、マスタープランについても見直し検討が必要になると考えております。

以上でございます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。町の総合計画、都市計画マスタープランの見直しを適時、令和8年予定でしょうか。適時あわせてやっていくということで、総合計画は一番上位計画でありますけれども、新たなまちづくりの指針として策定した町民の羅針盤といえる計画であるとうたわれております。状況によって、色々変わってくると思いますけれども、町そして町民の皆さんにとって有益となるように計画を策定、つくっていただきたいと思います。小項目4点目については質問を終わります。

続きまして小項目5点目再質問させていただきます。東藻琴末広628の46と628の49はそれぞれスキー場であり、末広側であるということですので、628番地の1、民間企業に貸している土場について再質問させていただきたいと思います。

これについては賃貸借契約期間及び貸付料について伺いたいと思います。また、貸付けに当たり条件等があれば、それも兼ねて伺いたいと思います。

◇議 長 菅野総合支所長。

◇総合支所長 東藻琴末広628番地の1の土地の賃貸借の契約内容につきましては、貸付面積は敷地面積の11万5,955平米のうち、6万8,558平米を貸付け、年額8万2,269円を町へ貸付料として納入いただいております。貸付けにつきましては、火山灰採取及びこれに必要とする附属工作物の設置用地として使用し、その他の用途には使用してはならないことを条件としております。現状としましては、生成された火山灰置場、作業通路として土地を示しております。また、平成13年度より同事業者と貸付地において生成された火山灰につきましては、町が道路維持事業など、無償で使用できるものとして、公共事業整備における経費削減を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。この東藻琴628の1について再々質問させていただきたいと思います。

今、賃貸借契約期間、貸付け料について、また条件等もお聞きしました。その賃貸借契約に当たりまして、当該地が中間処理施設の近くであるのですけれども、当該地

が町にとり必要になった場合には、契約期間にかかわらず速やかに明渡し等の交渉、また話合いの機会を持つなどの説明が相手方の企業にされているのか伺いたいです。というのは、契約の主要件はやはり町だと思いますのでそのようなお話がされているのか確認したいと思います。

◇議 長 菅野総合支所長。

◇総合支所長 同事業者との土地賃貸借契約の条項部分につきましては、契約期間中であっても町は貸付地を公共事業で供するため貸付地を必要とするときには、3月期の予告期間を受け契約の全部または一部を解除することができることを明記し契約を交わしていることから、同事業者との協議後、予告期間を置いて契約の解除を行うことが可能であると考えてございます。

ご質問の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。3ヶ月の予告期間を経てきちんとお話の機会を持つという契約を交わしているということが分かりました。今後、一般廃棄物広域中間処理施設の建設がされる場合に、当該地を建設予定地まで、工事車両が通行する可能性並びに施設に関係する建設に伴う残土、資材置場としても予備的な遊休地と申しましょるか土地として、今後必要な場面が出てくる可能性があると思いますけど、そこら辺、どのような現状のまま貸し出すのか、そこら辺も含めて考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

◇議 長 菅野総合支所長。

◇総合支所長 中間処理施設の建設に伴う宅盤整備工事及び道路整備工事の際に残土が出ることが予測されます。また、施設の建設地には元々残土置場として利用していた場所でもございます。町発注の工事により排出された残土を置く場所も模索するところでございます。これらのことから、同事業者にはこの現状については説明しており、未使用である一部を町の残土置場として使用することで、ただいま協議中でございます。協議が進めば改めて協議内容に沿った契約を交わす手続を進めることとなります。また、同事業者とは、宅盤整備工事及び道路整備工事の進捗状況について情報を共有することとしており、必要があれば、協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。今後、一般廃棄物広域中間処理施設が建設される場合に、必要な場合には協議内容に沿って町有地について有効活用するというお話が聞きましたので、是非、町の土地ですので、なるべく1市5町で負担するものですが、

建設費がほかの土地に余剰土や建設土場、事務所もあるのかも、作るのかも分かりませんが、有効的にこの土地を活用していただければと思います。あとこれに関しては、これはどうしてこうなっているのか分からないのですけれども、この当該地、大空町町有土地利用計画に記載されておりません。今後、記載してほしいと考えます。

◇議 長 笠井総務課参事。

◇総務課参事 今回の町有土地利用計画に係る追加の件でございますけれども、今後追加していきたいと思えます。
以上です。

◇議 長 7番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、7番。最後になります。町有地につきましては、町そして町民の皆さんにとって有効な活用とするために各種事業開発及び整備の構想が予定されている町にとって有益なものとなるよう、早期にビジョンをしたたかに備えていただきたいと思いますし、これが一般質問の思いであります。特に北海道横断自動車道女満別空港網走道路につきましては、将来及び現在の道の駅の在り方、そして先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、市街地区の商業関係の影響、空洞化を防ぐために、網走市及び近隣市町村の住民の方たち、また、空港利用の観光客等道の駅そして商業地へと誘導、どのように動線を導いていくのか、先日行われた、私対象者でしたので説明会におきましては、調査設計が順調に進んでも数年かかるということです。町としてもこの町有地を有効に活用するために、早期に明確な有効活用のビジョンを持っていただきまして、かつインターチェンジが開通した際には、バイパス利用者が女満別中心市街地を利用したい、利用しなければいけないことになるようなしたたかさを持って計画に当たっていただければと思います。

以前も女満別空港周辺整備構想策定業務委託を行っていただいた経過もありますけれども、改めて中心市街地への誘導策の策定を早期に行っていくことが必要であると考え、今回の一般質問に至りました。

以上で私の一般質問を終わりたいと思えます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員からは、町有地の有効活用についてご質問いただいたところでございます。

今回の一般廃棄物中間処理施設の建設の土地でございますけれども、その下に町の所有している民間業者が土砂を採取している土地もありますけれども、その一応町有地ではありますけれども、契約をして、町も当然、事業者も火山灰を売ったりだとか、土石を売ったりだとかというところで利益を上げているかと思いますが、町も道路事業だとかで必要な火山灰を無償で提供いただくということで、お互いウィン・ウィンの形の中でこれまで契約してきてございますので、当然ただ必要であれば、そこを返していただくというのは行っていかなければならないのですが契約ですので、きちんと信義

誠実の原則でしょうか、お互いの信頼を損なわずに誠実に対応してその土地の利活用について当たってまいりたいと考えております。

また、北海道横断自動車道女満別空港網走道路の用地の説明会が行われたというのは、私もお聞きしておりますけども、まだ実際のところ、私、網走開発建設部や北海道開発局から具体的なルートというのを見せていただいたことはありませんので、実際にこの眺湖台のところの土地を通るのか、それとも、もっと東にずれるのか、それとも南北にずれるのかというところは分かりませんが、旧女満別食品隣の隣には、実際に町有地もございますので、民間の大空町から撤退した企業がその土地を有効に活用するとは考えられませんので、町として何か有効に活用して議員おっしゃったように、通り過ぎていくというところを何かうまく捕まえられるような、そういった施設がここで展開できるのかどうか、そういったことも含めてちょっと相手が民間事業者で相手がある話でありますので、そういったことを踏まえながら考えてまいりたいと思います。

大空町といたしましても、様々な事業に関連する町有地の有効活用については、先を見据えた戦略的なビジョンを持って進めていかなければならないと考えております。町有地は、町民が共有する貴重な財産であるということを念頭に置きながらも、今後、まちづくりが町と町民にとって有益となるように取り組んでまいりたいと、そのように考えております。議員各位におかれましてはこれまでと同様、引き続きお力添えをいただければと思います。ありがとうございました。

◇後藤議員 終わります。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、1番、大泉知功議員の一般質問を許します。

◇大泉議員 はい、1番。令和6年第2回定例会通告に従い一般質問いたします。

農業委員会の活動について。

農業委員会は、農業の振興と農地の適正な利用を目的とする行政機関であり、地域農業の持続可能な発展と、農地の効率的な利用を推進していることから、適正な報酬の設定が求められます。本町の農業委員は、管内市町村と比べると、どのようになっていますか。以上のことから、2点伺います。

(1)どのような活動をされていて、現在両地区何名でしょうか。

(2)他町村に比べると、報酬はどのようになっていますか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 石田農業委員会会長。

◇農業委員会会長 大泉議員からの一般質問、農業委員会の活動についてご答弁をさせていただきます。

まず第1項目、農業委員会の活動及び両地区の委員構成であります。

農業委員会につきましては、地方自治法第180条の5及び農業委員会等に関する法律第3条の規定に基づきまして、市町村に設置される合議制の行政機関として

位置づけをされております。戦後の農地改革後、農地制度の維持、また、農地と農業者に関して、その対策を担う機関として昭和26年に設置をされ、以後、農地法及び農業基盤強化促進法など各種農地関連法令などにに基づき、農地法に関する審査及び許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農地あっせん調整業務、農地保有合理化事業に係る借入れ調整業務など、農地に関する業務を担っているところであります。

また、平成28年までは選挙に基づく公選職の位置づけでありましたが、制度が改正され、現在では、地域や団体等からの公募推薦等によりまして議会の同意を得て、市町村長から任命される制度となっており、任期につきましては3年間、現在の委員につきましては令和8年7月19日までの任期となっているところであります。

業務といたしましては、農業及び農業者の代表機関として主に農地等の確保、農地の利用調整、農地の集積などを担うほか、農家用住宅や農業用倉庫などを建設する際の農地転用に係る現場確認、その農地転用申請に関する許可などを行っております。このような、随時発生する権利移動等に関わる案件について、毎月農業委員会総会を開催し農業委員全体による審議及び承認を行っております。

また、8月には農業委員全員による大空町領域農地の全体に対して、耕作状況などを確認する農地パトロールも実施しております。

また、農業委員会に関する法律第38条の規定に基づきまして、農業及び農業者の意見を集約し、農業関係機関の農業関係施策の改善及び推進に関する各種項目について必要があれば市町村長に対し、また、国や道に対しても意見や要望などの提出についても行っているところであります。

次に、農業委員の定数及び両地区の構成でございます。現在の大空町の農業委員会委員の定数につきましては、大空町農業委員会委員の定数を定める条例に基づき定数24名となっております。女満別地区、東藻琴地区のそれぞれの委員構成であります。現在、女満別地区につきましては14名。東藻琴地区については10名となっている状況でございます。うち女性委員につきましては両地区それぞれ1名ずつ、利害関係ではない中立委員につきましては、女満別地区1名という委員構成となっております。

次に2項目、農業委員の報酬についてでございます。

大空町農業委員会委員報酬につきましては、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例第2条におきまして規定をされ、これに基づき支給されるところであります。農業委員の報酬額につきましては月額で2万8,250円となっております。なお、会長職におきましては月額3万9,500円、職務代理者におきましては月額3万1,750円という規定となっているところであります。委員報酬につきましては、他町村に比べてということでございますが、オホーツク管内の他町村の農業委員の報酬額の状況でございますが、現在は委員報酬額で見ますと、おおむね月額2万4,000円から3万2,000円程度の範囲内で他町村は推移している状況となっております。大空町につきましては、町村別で比較いたしますと上から5番目の報酬で位置しているといった状況となっております。

以上、大泉議員への1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。農業委員会の活動の内容、色々とお聞かせいただきました。公募推薦で任期3年、農地転用の農地を確認しに行くとかという内容があります。賃金の報酬が月額2万8,250円から3万9,500円の間です。ということもお聞かせいただきました。

この(1)への質問の再質問になりますが、定数は24名ということですが、それぞれの各地域や部落ごとに担当され、日頃から農地に関する業務や調整を行っていると思われませんが、それぞれの担当委員の各地域への配置数ですとかその状況について、もう少し細かく伺いたいと思います。

◇議 長 石川農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 大泉議員の1項目めの再質問に対しまして、農業委員の各地域への配置状況など詳細について、私からご説明申し上げます。

農業委員につきましては、農業委員会に関する法律第17条の規定によりまして各地域において、それぞれ各委員が担当する区域を設定しなければならないこととなっております。担当人数が多いのは本郷地区で2名。ほかの地域はおおむね1名という配置でございます。地域によりましては複数を受け持つ場合もございます。昭和地区、湖南地区、女満別市街地区で1名ですとか、東区、西区、上東地区、旭台地区、東藻琴市街地区これらで1名といった場合もございます。法令上、どの地域においても空白地域を設けることは出来ないこととされてございますので、全ての地域、部落ごとで円滑に農地調整業務等が行われるようにそれぞれの担当を決定している状況でございます。また、小さな地域をそれぞれ合わせまして広域に、それらを広域にしまして地区ごとの委員会を設けてございまして、東藻琴地区につきましては、第1地区委員会、第2地区委員会、女満別地区につきましては、第3地区委員会、第4地区委員会、第5地区委員会といたしまして、大空町全体を大きな5つの班のように分けまして、それぞれ斡旋調整などの業務を合議制で行っている状況であります。

以上、再質問へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 石田農業委員会会長。

◇農業委員会会長 私からも、再質問へのご答弁をさせていただきます。

大空町におきましては、管内市町村の中でも比較的農地面積が広く、また、例年の農地に関わる権利設定などの件数も比較的多いことから、農業委員の人数につきましても他町村よりは多いという現状がございます。それぞれの担当委員につきましても斡旋調整、現地確認調査、斡旋会の開催、また、出し手や受け手の調整、さらには価格決定など多くの農地に関する業務が発生しているのが実情でございます。しかしながら例年の業務処理件数の実績を見ますと、平年並みで推移しているという部分もあり、件数の急激な増加は今のところないという状況でございます。ですが、来年度から法令改正によりまして、各市町村において地域計画策定に伴う目標地図の作成ですとか、また、全国的に農業委員会における業務内容の変更、特に利用集積計画に伴う調整業務について大きく仕組みが変わってくるという見込みもあることから、農業委員の業務についても大きな変化が生じる可能性はあるのではないかとこの部

分も予想しているところであります。

また、委員の報酬についてでございますが、現在は条例に基づきまして月額報酬の支給ということであります。この報酬についての審議につきましては、現在の委員業務の実情を踏まえながら、特別職報酬等審議会の場合におきまして審議決定されるものでありますことから、先ほどの大泉議員からのご指摘も踏まえながら、今後も近隣自治体との状況ですとか、委員配置や地区別の業務量などを踏まえながら委員会内部におきまして、併せまして今後も協議などを行ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。女満別と東藻琴で地区が合併して、3つ位とか、5個を1人で受持つ地区もあるという話をお聞かせいただきました。また、東藻琴で1、2地区、女満別で3、4、5と番号を振って地区委員会というのを設けて検討されているということをお聞かせいただきました。これで(1)番目の質問についてはこれで終了させていただきたいと思います。

次に、(2)への再質問ですが、色々と周りでお話をする機会がございまして、聞いておりますと、比較的農業委員さんの業務量が多いのではないかというように思われる節がございました。今後は他町村などの実態の部分も踏まえながら、そのご苦勞をねぎらうため、例えば月額報酬プラス活動に都度出られた際に日当というような考えもありますし、そのようなことも踏まえながら適正な報酬の支給を検討してみたいかがかと思えますけれども、いかがでございましょうか。

◇議 長 石川農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 大泉議員の2項目めの再質問に対しまして、農業委員の業務内容及び件数につきまして私からご答弁をさせていただきます。

直近の業務実績を申し上げますと、令和5年度実績では、農地法3条に係ります農地権利設定につきましては使用貸借13件、賃貸借12件、贈与4件、売買15件でありまして計44件でございます。面積で申しますと約355ヘクタールの権利移動となっております農地法第5条転用許可、これは農地への農家住宅建設ですとか農業用倉庫建設などがありますが、これらにつきまして合わせまして計5件。農地幹線調整にかかります利用集積計画、公告におきましては賃貸借で129件、使用貸借で3件、贈与で2件、売買で33件、計167件でございます。面積といたしましては793ヘクタールの修正計画でございます。うち、農地保有合理化事業に伴います北海道農業公社買入調整に関しましては11件となっております。あと、農地現況について現地確認を行います現況証明につきましては13件、所有権移転に伴う嘱託登記処理につきましては、令和5年度に係る法務局への登記申請数につきましては17件という状況となっております。

以上、業務実績等につきましてご報告申し上げます。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。色々な業務の内容をお聞かせいただきました。そういう大空町の実績件数などたくさんお聞きさせていただきましたが、1年間で相当の業務量をこなしている状況かと拝見させていただきました。最近では報道でも出ておりますが、全国的に相続未登記の問題も出てきておりますので、農地関連につきましても地権者が不在となっている状況や、また、兄弟、共同名義など複数名の署名捺印が必要で、それぞれ連絡が必要なのだけでもそういう業務が大変だとか、居住地が道外などの遠隔地で、農地状況についての説明こちらのほうが大変だとか、やはり、斡旋業務等に少なからず影響が出ている部分があるのではないかと思います。

また、今後において、もう農家戸数などの減少、そして、もし耕作不利地となった場合、農地は敬遠されるなどと様々な観点からいろんな問題や懸念が生じてくる部分もあると思います。今後ともその点を踏まえながら、農業委員の業務に関しまして考慮いただければありがたいと感じております。その点だけをお願いいたしまして、この質問を終了させていただきます。

◇議 長 石田農業委員会会長。

◇農業委員会会長 ご答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように農地関連も含めてですが、相続未登記問題は全国的な問題となっており、農地の権利移動などにつきましても相続が未登記の場合は、原則所有権移転について支障が出てくるという状況がございます。その部分については、農業委員会といたしましても今後の業務に様々な影響が出るものと懸念をいたしているところであります。

このたび、全国的に制度改正が行われ、今年4月から相続登記については義務化となっております。正当な理由なく違反した場合は過料が科されるという制度となりました。農業委員会におきましても、農地についての円滑な相続、また権利移動に係る部分についても、農業者等に対し日々周知などを行ってまいらなければなりませんので、その点におきましても各担当委員の負担も将来的に増えてくるのではないかと思います。

また、議員より先ほどありました兄弟などの複数名義の部分ですとか、遠隔地による調整業務の負担など、さらには今後の将来的な農家戸数の減少による農地受け手不在に伴う耕作放棄地の発生など、今後とも農業委員の業務負担に直結してくるのではないかとこの部分もございますので、その部分の今後の取扱いも含め、引き続き委員会内部で検討を進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

◇大泉議員 終わります。

◇議 長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午後 3時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 7 月 29 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 上 地 史 隆

署 名 議 員 松 岡 克 美

令和 6 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 6 年 6 月 2 0 日
- ・ 開 会 令和 6 年 6 月 2 0 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 6 月 2 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

8 番 三 條 幸 夫

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和6年6月21日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第9号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第39号 物品の購入について
- 日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第41号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第42号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第43号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第44号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第45号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第46号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第47号 大空町水道法施行条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第48号 令和6年度大空町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第49号 令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第50号 令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第8号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書
- 日程第16 発議第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第17 報告第6号 債権の放棄について
- 日程第18 報告第7号 令和5年度継続費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報告第8号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報告第9号 令和5年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日程第21 報告第10号 令和5年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第22 報告第11号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和6年6月21日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前10時00分)

◎開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。
暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、11番、齋藤宏司議員及び1番、大泉知功議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名であります。三條議員より欠席する旨届出がございます。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 同意第9号

◇議 長 日程第2、同意第9号、大空町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書1ページです。同意第9号、大空町農業委員会委員の任命について。

大空町農業委員会委員小里昭博が令和6年3月1日をもって辞任したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和6年6月20日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別大東17番地。氏名、長尾照幸。生年月日、昭和36年3月16日生まれの63歳です。

このたびの任命は、本年2月28日小里農業委員より辞任届が提出されたことを受け、3月1日開催の農業委員会委員協議会において審議されて、辞任の同意が答申されました。同日付けで辞任となりましたことから委員を補充するため、4月15日から5月8日までの間、推薦、応募の受け付けを行い、長尾氏1名の推薦があったものでございます。その内容について、大空町農業委員会委員選考委員会で審査を行

い、適任とされたところでありますので、同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものです。

なお、本人の経歴につきましては、参考資料の1ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第9号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第9号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第3 議案第39号

◇議 長 日程第3、議案第39号、物品の購入についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書3ページでございます。議案第39号、物品の購入について。

次のとおり物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和6年6月20日提出、大空町長松川一正。

記、1、購入する物品の種類及び数量、水道メーター器更新用。隔測電子式水道メーター、13ミリ、309台。隔測電子式水道メーター20ミリ、107台。隔測電子式水道メーター、25ミリ、23台。隔測電子式水道メーター、30ミリ、1台。隔測電子式水道メーター、40ミリ、15台。隔測電子式水道メーター、50ミリ、1台。隔測電子式水道メーター、75ミリ、4台。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、748万4,290円。

4、購入の相手方、大空町東藻琴392番地14、東洋設備有限会社、代表取締役、児玉利廣。

大空町議会定例会参考資料3ページに、購入予定のメーター器の図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

今回購入する物品は、上下水道使用料金の算定をするためのメーター器であり、給水栓ごとに設置するものでございます。更新につきましては、計量法に基づき、8年ごとの更新が必要なことから、購入するものであります。

購入に係る入札につきましては、令和6年5月28日、指名競争入札を実施し、5

月29日に仮契約を行ったところであります。納入期限につきましては、令和6年9月13日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、株式会社岩原、株式会社朝鳥商店、東洋設備有限会社の3者で入札を執行いたしました。入札の結果、東洋設備有限会社が落札したところであります。

契約の金額は748万4,290円、うち消費税及び地方消費税の合計額68万390円となっております。

なお、購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第39号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第40号

◇議 長 日程第4、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書5ページでございます。議案第40号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和6年6月20日提出、大空町長松川一正。

記、1、契約の目的、橋梁補修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、7,533万9,000円。

4、契約の相手方、大空町女満別東陽3丁目3番8号、吉井建設株式会社、代表取締役、渡辺忍。

大空町議会定例会参考資料5ページに、契約の概要、工事箇所図等を掲載しておりますのでご参照願います。

橋梁の補修工事につきましては、橋梁点検により確認された劣化箇所等の補修を実施し、橋梁の長寿命化を図るものです。当該工事の橋梁につきましては、町道豊里中央線の網走川に架かる豊郷橋でございます。豊郷橋は平成13年に完成し、橋長が301メートル、8径間の橋梁です。令和3年度の点検により補修が必要と判断され、令和5年度から3か年の計画で補修を進めているものです。本年度の主な補修内容は、豊里側の4径間137.4メートルの主桁のうち下流側の2本について塗装を実施します。また、この区間でのひび割れ等の補修を実施するものです。

契約に係る入札につきましては、令和6年5月28日、指名競争入札を実施し、5月30日に仮契約を行ったところであります。工期につきましては、契約の日から令和7年2月28日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、吉井建設株式会社、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の3者を指名し、入札を執行いたしました。入札の結果、吉井建設株式会社が落札したところであります。

契約の金額は7,533万9,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額684万9,000円となっております。

なお、工事に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありません。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第41号

◇議 長 日程第5、議案第41号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例

の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書7ページでございます。議案第41号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町長松川一正。

議案書9ページは、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例第2条の改正条文となっております。なお、提案理由の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料7ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。参考資料の7ページをお開き願います。

大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。本案につきましては、平成12年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年4月1日に施行されております。過疎法等に基づく地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置制度のうち、令和6年3月31日に適用期限が到来するものにつきまして、適用期限の延長等を行うための改正でございます。

改正の内容につきましては、関係省令の改正に伴いまして、3年ごとに改正しており、令和9年3月31日までの適用期限の延長と改正が必要となるところでございますが、省令第1条、第1号イで定める期間とすることで、今後、過疎法等関係省令が改正されても適用期限延長の改正を伴わないように対応するものでございます。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。条例第2条中改正前下線、法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間を、改正後下線、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イで定める期間内に改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第41号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第42号

◇議 長 日程第6、議案第42号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書11ページでございます。議案第42号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町長松川一正。

議案書13ページから15ページが改正条文でございます。大空町議会定例会参考資料9ページから15ページまで、改正条例の新旧対照表を掲載しております。

新旧対照表により、改正内容を説明させていただきますので、参考資料9ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、本年5月20日に開催しました大空町国民健康保険運営協議会からの答申を受け、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、税率等を変更することについて改正を行うものです。

9ページ上段です。第2条第3項は、後期高齢者支援金分の課税限度額です。現行22万円を24万円に改め、第3条第1項、基礎課税額、いわゆる医療分の所得割額について100分の6.70から100分の7.51に改め、第4条、医療分の被保険者均等割額について、2万6,600円から2万7,800円に改めるものです。

9ページの下段から続いて、10ページをご覧ください。第4条の2では、医療分の世帯別平等割額を規定しています。同条第1号は、第2号、第3号に規定する世帯以外の一般世帯について2万8,700円を3万円に改め、第2号は、世帯主等が後期高齢者医療制度へ移行したため、国保加入者が1人となる世帯を5年間軽減する特定世帯について1万4,350円を1万5,000円に、第3号は、前号の特定世帯についてさらに3年間軽減を行う特定継続世帯について2万1,525円を2万2,500円に改めるものです。

第5条、後期高齢者支援金等に係る分、いわゆる支援金分の所得割額について100分の2.50から100分の2.53に改め、第5条の2、支援金分の被保険者均等割額を8,500円から9,000円に改めるものです。第5条の3では、支援金分の世帯別平等割額を規定しています。第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は9,000円から9,400円に改め、第2号の特定世帯は4,500円を4,700円に。第3号、特定継続世帯は6,750円を7,050円に改めるものです。

第6条、介護納付金課税被保険者に係る分、いわゆる介護分の所得割について100分の1.73から100分の2.10に改め、第7条、介護分、被保険者均等割額を1万1,600円から1万2,600円に改めるものです。

11ページをご覧ください。第7条の2、介護分、世帯別平等割額は7,600円を8,600円に改めるものです。

第21条では、国民健康保険税の減額を規定しております。第1項、支援金分の課税限度額について、現行22万円を24万円に改めるものです。

11ページから12ページとなります。同項第1号のアからカについては7割軽減となる場合の軽減額を、12ページ下段から13ページになります。第2号のアからカについては、5割軽減となる場合の軽減額を。

13ページ下段から14ページになります。第3号のアからカについては、2割軽減となる場合の軽減額を改めるものです。同項同条第2項は、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額について規定しております。

15ページでございます。第1号アからエでは、医療分に係る被保険者均等割額の軽減額を、第2号アからエでは、支援金分に係る被保険者均等割額の軽減額を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することといたします。適用区分として、附則第2項において、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号

◇議 長 日程第7、議案第43号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書17ページでございます。議案第43号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町長松川一正。

議案書19ページが改正条文でございます。定例会参考資料17ページから18ページまで改正条例の新旧対照表を掲載しております。

新旧対照表により、改正内容を説明させていただきますので、参考資料17ページをお開きください。

国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによる、書面掲示等のアナログ規制の点検、見直し方針に基づき、基準府令が改正されたことに伴いまして、電磁的記録媒体に関する文言や情報公開の方法に関する規定について、一部改正を行うものでございます。

第5条第2項第2号では、利用申込み者から申出があった場合、対象事業所の運営規程を文章にかえて電磁的記録媒体に記録したものを交付できることとしております。この規定中に表現されている磁気ディスク、CD-ROMといった特定の記録媒体について、技術中立性を明確にする観点から、媒体の種類を示さず、電磁的記録媒体という総称に改めるものです。

次に、第23条は、運営規程等の重要事項を施設の見やすい場所に掲示することを義務づけていますが、加えて、インターネットでの公開をして閲覧に供することを義務づける改正となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号

◇議 長 日程第8、議案第44号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書21ページでございます。議案第44号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町長松川一正。

議案書23ページが改正条文でございます。定例会参考資料19ページから21ページまで改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料19ページをお開き願います。

国が定める保育士等配置の基準府令が改正されたことに伴いまして、本条例における保育事業所の配置基準に関する規定を改めるものでございます。

第29条第2項は、小規模保育事業所A型の職員基準を定めています。同項第3号で、3歳児保育に関する職員は、改正前おおむね20人につき1人を、おおむね15人につき1人に改正し、同項第4号で、4歳児5歳児に関する職員は、改正前、おおむね30人につき1人、おおむね25人につき1人に改めるものでございます。

以下、同様に改める条項として、第31条第2項で定める小規模保育事業所B型の職員基準。

20ページにまいりまして、第44条第2項で定める保育所型事業所内保育事業所の職員基準。第47条第2項で定める小規模型事業所内保育事業所の職員基準につきまして、同様に、それぞれ児童年齢ごとに、職員1人が担当する児童の人数を改め、安心安全な保育環境向上に資する内容でございます。

21ページをお開き願います。附則において、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置につきまして、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、改正後の各規定は適用せず、この場合において、改正前の各規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますよう、よろしく願います。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第44号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第44号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第45号

- ◇議 長 日程第9、議案第45号、大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木産業課参事。

- ◇産業課参事 議案書25ページでございます。議案第45号、大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町、松川一正。

27ページは、改正条文でございます。改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表にて説明させていただきますので、参考資料の23ページをお開き願います。

改正の趣旨でございます。当町では、大空町鳥獣被害防止計画に基づき、農林被害の軽減を図ることを目的として、捕獲箱わなの設置といった実践的活動を行う鳥獣被害対策実施隊を設置しているところでございます。しかし、近年、鳥獣被害対策実施隊員の減少、高齢化が進んでいる一方で、ヒグマ等の指定管理鳥獣の個体数は増加しておりますことから、更新の担い手の狩猟税負担等の軽減措置を図り、実施隊員となることへの動機づけや、担い手確保を図ることを目的として、このたび改めるものであります。

具体的には、実施隊の隊員、第3条第2項、改正前、過去3年間連続して狩猟者登録の実績を有する者を、改正後過去1年以上狩猟免許を取得しているものに改めるものであります。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 5番、鈴木です。1点質疑をさせていただきたいと思います。

内容等につきましては、ただいま説明がありましたが、現在鳥獣被害等の関係が多くなっているという中でのことと後継者の関係からの内容ということでございますので賛成の立場でございます。

ただ、以前3年連続して狩猟登録の実績をしていた人から、1年ということで経験がまだ不足をされている、これから経験をさせていただく、ベテランの方からの技術とか経験の移譲をしていただいて、きちんと狩猟のときに対応していただけることの内部での後継者へのアプローチとか、そういうのが必要だなと思います。それで、地元の猟友会の方々との連携協力と、それから信頼関係というのが大変重要になってくると思います。他の町村の例でございますが、猟友会の方が町の要請に対してご協力いただけないという事例も報道されているところでございます。今後とも地元の猟友会の方々との信頼関係を十分保っていただいて、鳥獣被害等の防止に当たっていただけるようによろしくお願いしたいと思います。

今後の地元の猟友会の皆さんとの信頼関係の構築ということで、この条例改正にあたって連絡調整をされていると思いますが、そのことにつきまして確認したいと思います。

◇議 長 佐々木産業課参事。

◇産業課参事 私のほうからご答弁申し上げます。

過去3年間連続してという部分を、過去1年以上にするということなのですが、狩猟用の銃砲を所持するには、銃刀法に基づいて公安委員会から銃砲の所持許可が必要となるところでございます。銃を持てない方につきましては、欠格事由について当てはまる方でございまして、例えば自己破産して復権していない方ですとか、DVとかストーカー行為を警告されている方、そういった方が欠格事由として当てはまる方でございます。既にそこで1年間検査されておりますことから、自治体の言わば使用期間としては、一般の会社としては大体3か月から6か月程度の使用期間というのは、大体その程度だと思うのですが、3年も必要としないというのがまず前提としてございまして、それよりもむしろ担い手不足であるほうを3年も待たないと任命出来ないことのほうが、デメリットとして大きいものですから、猟友会のほうからもそのような申入れがございまして、今回この改正に至ったところでございます。そういったこともありまして、ぜひご理解賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 今、猟友会のほうからの申入れもあったということでございますので、了解でございます。大変危険な業務に当たっていただいているということでございますので、行政側としてもこの関係につきまして、猟友会側と十分連絡調整をしていただければと思います。

以上です。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第45号、大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第45号、大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第46号

◇議 長 日程第10、議案第46号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書29ページでございます。議案第46号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町長、松川一正。

31ページは改正文となっております。改正内容につきましては、大空町議会定例会参考資料にてご説明をさせていただきます。参考資料の25ページをお開きください。新旧対照表でご説明させていただきます。

このたびの改正につきましては、令和6年4月1日に、水道事業を所管する国の省庁が変更になったことによる条文の一部改正でございます。

第5条第1項、給水装置の新設等の申込み。第33条第2項、給水装置の基準違反に対する措置。第36条第1項第1号、過料の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

附則、施行期日は公布の日でございます。

以上、提案理由につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第46号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第47号

◇議 長 日程第11、議案第47号、大空町水道法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書33ページでございます。議案第47号、大空町水道法施行条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年6月20日提出、大空町長、松川一正。

35ページは改正文となっております。改正内容につきましては、大空町議会定例会参考資料にてご説明させていただきます。参考資料の27ページをお開きください。新旧対照表でご説明させていただきます。

このたびの改正は、令和6年4月1日に、水道事業を所管する国の省庁が変更になったことによる条文の一部改正でございます。

第3条第1項第8号、布設工事監督者の資格の又は水道環境の削除、第4条第1項第6号、水道技術管理者の資格の、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

附則、施行期日は公布の日でございます。経過措置は法律の追加によるものでございます。

以上、提案理由につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第47号、大空町水道法施行条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第47号、大空町水道法施行条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号

- ◇議 長 日程第12、議案第48号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

- ◇総務課参事 議案書37ページでございます。議案第48号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第2号)。

令和6年度大空町一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,603万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億2,810万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。
令和6年6月20日提出、大空町長、松川一正。

39ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に9,585万円追加。16款、道支出金に153万2,000円追加。17款、財産収入に2,205万6,000円追加。19款、繰入金から2億2,403万4,000円減額。20款、繰越金に2億1,793万2,000円追加。22款、町債に270万円追加。歳入合計は1億1,603万6,000円を追加し、94億2,810万2,000円とするものです。

40ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に7,317万2,000円追加。3款、民生費に2,206万4,000円追加。4款、衛生費に1,621万3,000円追加。8款、土木費に566万4,000円追加。10款、教育費に286万2000円追加。12款、職員給与費から393万9,000円減額。歳出合計は1億1,603万6,000円を追加し、歳入合計と同額とするもの

です。

41ページをご覧ください。第2表、地方債補正、1追加です。

旧女満別高等学校寄宿舍解体事業債は、旧女満別高等学校寄宿舍2棟あるうちの1棟を解体する工事の財源として地方債を借り入れるため、限度額940万円を追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更です。町営住宅整備事業債は、限度額を670万円減額し、1,490万円としています。社会資本整備総合交付金の内示があったことから、その分を減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、50ページ、51ページをお開き願います。

2款1項6目、財産管理費の12節、分筆測量委託料に99万円の追加は、大空高等学校第1圃場の売払いに係る分筆測量委託料を追加するものです。

7目、企画振興費の政策一般事務費の10節、修繕料87万7,000円。11節、廃棄物処理手数料10万円。12節、清掃業務委託料48万2,000円の追加は、旧女満別高等学校寄宿舍2棟のうち、1棟を売払いするにあたり必要となる経費を追加するものです。また、14節、旧女満別高等学校寄宿舍解体工事990万円の追加は、2棟のうち1棟が老朽化しており、今後の使用見込みもないことから解体するものです。定額減税補足給付事業は、令和6年6月以降に納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の住民税所得割から1万円が定額減税されることとなっておりますが、減税し切れない方に対して、差額を補足給付金として給付するものです。10節、消耗品費から13節、給付支援サービス利用料までの給付に係る事務費と、18節、定額減税補足給付金5,500万円を合わせた合計6,072万7,000円を追加するものです。

2項2目、賦課徴収費の13節、地方税電子申告等審査サービス使用料に9万6,000円の追加は、審査項目の増加、拡充に伴い、サーバー更新が必要となり、使用料が増額となることから追加するものです。

3款1項1目、社会福祉総務費の18節、北海道難病連負担金に5万円の追加は、本年8月に網走市で難病連全道集会が開催予定となったことから、北海道難病連から斜網地区の1市4町に負担金の要請があったことによるものです。27節、国民健康保険事業特別会計繰出金から51万5,000円の減額は、税率改定時に試算した保険基盤安定負担金の保険税軽減額や未就学児、均等割額など当初予算との差額を減額するものです。

2目、老人福祉費の19節、介護手当扶助に17万5,000円の追加は、当初の見込みに対し現在の対象者が増えたことにより、不足が見込まれることから増額するものです。

52、53ページをお開き願います。3目、障害者福祉費の12節、障害支援区分認定調査業務委託料16万4,000円の追加は、事業主体を東藻琴福祉会から社会福祉協議会に変更することとしたことから、予算の組替えを行うものです。18節、基幹相談支援センター負担金に23万2,000円の追加は、これまでの負担金の積算は消費税等を内税として取り扱うこととされていましたが、実際は消費税相当額が加味されていないことが判明し、本年度から消費税等を内税から外税へ改めることとなったことから、予算に不足が生じるため増額するものです。

2項2目、児童措置費の12節、児童手当支給システム改修委託料349万8,000円と、19節、児童手当扶助1,846万円の追加は、本年10月から児童手当が拡充されることに伴い、システム改修にかかる費用と増額となる児童手当扶助を追加するものです。

4款1項2目、予防費の12節、予防接種委託料に1,621万3,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う予防接種委託料を追加するものです。

8款2項3目、除雪対策費の10節、修繕料に100万円の追加は、女満別除雪センターのビート、事務所側の棟になりますが、オーバースライダーが開閉スプリングの劣化により開閉しなくなったことから修繕するものです。

6項1目、住宅管理費の10節、修繕料に165万円の追加は、本年2月に、北一ノンキーハイツ91において、2階の水道管が破裂したことにより水漏れが発生し、2階の床、1階の天井、壁、床の2部屋分の修繕が必要となったことから追加するものです。12節、町営住宅耐力度調査業務委託料に301万4,000円の追加は、当初予算で計上している北一ノンキーハイツ91の屋根、外壁等改修工事の財源として社会資本整備総合交付金を検討したところ、今後10年以上使用できる施設であることが交付要件となっており、本調査を行う必要性が生じたことから実施するものです。

10款4項1目、高等学校管理費の12節、高校圃場農作業機具処分業務委託料57万2,000円の追加は、大空高等学校第一圃場のD型ハウス内の不要となった農作業機具類を処分、運搬するものです。14節、高校圃場トイレ解体工事に99万円の追加は、今後、使用見込みがないことから解体するものです。

4目、寄宿舎費の12節、寮生受入業務委託料に86万円の追加は、現在、大空高等学校交流拠点施設の増築工事を行っており、工事期間中の入寮出来ない生徒、ホテルひがしもことにて受入れをしていただいておりますが、受入れの生徒数が確定し、予算に不足が見込まれることから増額するものです。

6項2目、体育施設費の14節、クールスポット電気引込み工事16万5,000円と、55ページのクールスポット基礎工事27万5,000円の追加は、公益財団法人B&G財団の熱中症対策における特別支援として、女満別、東藻琴、それぞれのB&G海洋センターにハウス型の救護室及び救護ベッドなどの備品を設置していただけることとなりました。その際の電気引込み工事、基礎工事を町で対応するものでございます。

54、55ページをご覧ください。12款1項1目、職員給与費の2節、給料から58万8,000円、3節、職員手当等335万1,000円の減額は、人事異動のほか、育児休業の取得などによるものです。

続きまして歳入の説明をしますので46、47ページをお開きください。

15款1項2目1節、国民健康保険基盤安定負担金1万3,000円の追加は、未就学児、均等割が当初見込みより増額となったものです。5節、3歳未満被用者負担金から3つ下の高校修了前被用者負担金まで、合計1,445万6,000円は、本年10月から児童手当が拡充されることに伴う国からの負担金です。

3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,037万5,000円は、ワクチン接種に係る国からの負担金です。

2項2目2節、児童手当支給システム改修事業補助金349万8,000円は、児童手当の拡充に伴うシステム改修の国からの補助金です。

4項1目1節、地域住宅交付金678万1,000円は、北一ノンキーハウス91の屋根、外壁等改修工事に係る交付金です。

7項1目1節、地方創生臨時交付金6,072万7,000円は、定額減税不足給付金給付事業に係る交付金です。

16款1項1目1節、国民健康保険基盤安定負担金46万6,000円の減額は、保険税軽減分の対象者が減少したことによる北海道負担金の減です。5節、3歳未満被用者負担金から四つ下の中学校修了後高校修了前負担金までの合計1,998,000円は、本年10月から児童手当が拡充されることに伴う北海道からの負担金です。

17款2項1目1節、土地売払収入944万7,000円は、旧女満別高等学校寄宿舎用地の売払い収入として595万4,000円、大空高等学校第1圃場の売払収入として349万3,000円を計上しております。3節、建物売払収入1,255万9,000円は、旧女満別高等学校寄宿舎の売払い収入です。

2目1節、不用物品売払代5万円は、大空高等学校第1圃場のD型ハウス内の不要となった農作業機具類を売払いするものです。

19款1項1目2節、財政調整基金繰入金から2億2,403万4,000円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

20款1項1目1節、繰越金です。48、49ページをお開きください。前年度繰越金に2億1,793万2,000円は、繰越金全額を計上するものです。

22款の町債につきましては、第2表地方債補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上補正予算の内容につきまして説明申し上げます。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。議案書53ページです。

一度委員会でも説明ありましたが、10款4項1目12節、委託料高校圃場農作業機具処分業務委託料、処分運搬のため57万2,000円ということですが、それで業者に57万2,000円で処分運搬をしていただき、歳入のほうで不用物品売払代ということで5万円の価格を見積もっているということでしょうか。確認です。

◇議 長 平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 後藤議員のご質問にお答え申し上げます。

高校圃場農作業機具処分業務委託料ですが、旧東藻琴高校農業科の圃場として第1、第3圃場大空高校の教育財産として所管保有しておりましたけれども、カリキュラム上今後当該圃場の使用予定がないことから、本年5月17日付けをもって教育財産から普通財産へ所管替えを行ったところでございます。

あわせてご質問にございました、第1圃場敷地内D型ハウス内に保存します農機具等につきましては、現在トラクター、ロータリー、それから収穫をした農産物の洗浄機等、当時旧東藻琴高校で使用されておりましたものが保管されておりますけれど

も、ほとんど故障等もございます。また、老朽化もしてございますので、一部につきまして5月17日付で普通財産に所管替えをしたところでございますけれども、それ以外の故障、老朽化した農機具につきましては、現在、廃棄ということで今回計上させていただいてございます。

なお、雑品として引取り可能な農機具等につきましては、先ほど歳入でも説明ございましたように物品売払収入として5万円を一応計上させていただいておりますけれども、そのほとんどは、処分をしなければならないということで見積もってございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

◇後藤議員 理解できました。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第48号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩とします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時15分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第13 議案第49号

◇議 長 日程第13、議案第49号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書61ページでございます。議案第49号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ483万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,699万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年6月20日提出、大空町長、松川一正。

議案書63ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、国民健康保険税から1,533万9,000円を減額。2款、道支出金に8万8,000円を追加。4款、繰入金に248万5,000円を追加。5款、繰越金に783万6,000円を追加。7款、国庫支出金に9万3,000円を追加し、歳入合計は483万7,000円を減額し、11億3,699万7,000円とするものです。

64ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に26万9,000円を追加。5款、国民健康保険事業費納付金から530万5,000円を減額。6款、諸支出金に19万9,000円を追加し、歳出合計は483万7,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、70、71ページをお開き願います。

1款1項1目、総務費、一般管理費の10節、印刷製本費に9万3,000円の追加は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化周知用リーフレットの購入費用を追加。11節、郵便料に17万6,000円の追加は、本年12月からのマイナ保険証への円滑な移行運用のため被保険者証更新郵送の際に、個人番号下4けたを含んだ加入者情報を通知することとされました。これについて、安全管理措置を講ずることとして特定記録郵便にて郵送することとし、増額するものでございます。

5款1項1目、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分から121万3,000円を減額。

同じく2項1目後期高齢者支援金分から270万8,000円を減額。

3項1目、納付金介護分からは138万4,000円の減額は、令和6年度事業費納付金の確定に伴い減額するものです。

6款1項2目22節、償還金利子及び割引料に19万9,000円の追加は、令和5年度会計により概算交付を受けておりました国庫補助、出産育児一時金臨時補助金及び道補助金、保険給付費等交付金について、実績に基づいた交付額が確定したことにより、超過交付分を返還するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、68、69ページをお開きください。

1款1項1目、国民健康保険税の1節、医療給付費現年課税分から586万6,000円を減額。2節、介護納付金現年課税分から549万7,000円を減額。3節、後期高齢者支援金現年課税分から397万6,000円の減額は、令和6年度事業費納付金の決定を受け、先ほど議案第42号でご承認いただきました国民健康保険税率改

正を行うこととして積算した結果、合計では1,533万9,000円を減額するものです。

2款2項1目1節、保険給付費等交付金特別交付金8万8,000円の追加は、歳出で説明しました、被保険者証更新郵送の際の特定記録郵便加算分に係る北海道からの2分の1の補助でございます。

4款1項1目1節、一般会計繰入金から51万5,000円の減額は、保険税試算の結果、軽減補填分について当初予算計上時の見込額を下回ったため減額するものです。

同じく、2項1目1節、国民健康保険基金繰入金300万円の追加は、税率改正時における国保加入者税負担激変緩和財源として基金の一部を取り崩すものです。

5款1項1目1節、前年度繰越金に783万6,000円の追加は、前年度の繰越金を計上するものです。

7款1項1目1節、社会保障・税番号システム整備費等補助金に9万3,000円の追加は、歳出で説明しましたマイナンバーカードと健康保険証一体化に関する周知費用に対して交付されるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号

◇議 長 日程第14、議案第50号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書73ページでございます。議案第50号、令和6年度大空町簡易

水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。第1条、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

収益的支出の補正。第2条、令和6年度大空町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款、簡易水道事業費用、2億5,913万5,000円に316万5,000円を増額し、2億6,230万円とする。

第1項、営業費用、2億3,207万5,000円に316万5,000円を増額し、2億3,524万円とする。

議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費の補正。第3条、予算第8条中、1,553万4,000円を1,484万9,000円に改める。令和6年6月20日提出、大空町長、松川一正。

75ページをお開きください。簡易水道事業会計予算実施計画。収益的支出、支出です。

1款、簡易水道事業費用に316万5,000円増額し、収益的支出総額を2億6,230万円とするものです。

次に、簡易水道事業会計補正予算説明書の収益的支出の説明をいたしますので、76、77ページをお開きください。支出です。

1款1項1目、原水及び浄水費の16節、修繕料385万円の増額は、昭和浄水場の監視装置の修繕によるものです。

同じく、4目、総係費の2節、手当の68万5,000円の減額は、令和6年4月1日付けの人事異動によるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、令和6年度大空町簡易

水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第8号

◇議 長 日程第15、発議第8号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 議会側議案の1ページをお開きください。発議第8号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和6年6月21日提出、提案者は大空町議会議員、三條、岩原、上地、鈴木、大泉の各議員であります。

3ページをお開きください。刑事訴訟法における再審手続は、冤罪の防止と司法の公正を確保するための重要な制度です。しかし、再審が認められるためには現行の再審規定では、新たな証拠が見つかった場合に限られ、非常に厳格な条件が求められています。

再審制度の最大の目的は冤罪を防ぐことです。冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示できる仕組みが必要です。しかし、現行法には、証拠開示に関する規定がありません。再審請求手続における証拠開示に関する制度的保障規定は情報公開の原則からは必要不可欠なものです。

また、再審開始決定となった場合においても、検察官の抗告権行使により即時抗告、特別抗告が行われ、再審請求手続が長期化し、事件後40年以上も経過して再審公判によりやく進んだ事例が今も存在しています。

検察官には、再審公判において、確定判決による有罪の事実認定が正当であることを改めて主張、立証する機会があります。再審請求手続の長期化につながる検察官の抗告権行使については、人権の尊重の観点から法改正を検討すべきです。

司法の公正さは、社会全体の信頼にかかわります。再審請求手続の長期化は、不公平な判決が継続してしまう可能性があります。

刑事訴訟法中の再審規定を情報公開と人権尊重の観点から改正し、再審制度を迅速に進めることは、冤罪被害の防止につながります。

よって、国会及び政府においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求めます。

記、1、再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の開示に関する法整備を進めること。

2、再審開始決定後、審理を長期化させない観点から検察官の不服申立て制限に関する法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛てです。

以上、提案いたしますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第8号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第8号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第9号

- ◇議 長 日程第16、発議第9号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

- ◇後藤議員 はい、7番。議会側議案の5ページをお開きください。発議第9号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和6年6月21日提出、提案者は大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員であります。

7ページをお開きください。農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食糧不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失、農業生産の減少が進んでいます。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、これ以上の生産努力は限界であり、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤をさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりです。

そうした中、農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を打開する施策に繋がり、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなることを強く期待しています。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要があります。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る

予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められています。さらに、不測時の食糧確保に当たっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう、下記事項を要望いたします。

記、1、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定にあたっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

2、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って、農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映し切れない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

3、食料供給困難事態対策法案については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力を蔑ろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てです。

以上、提案いたしますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第9号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17番、発議第10号

◇議 長 日程第17番、発議第10号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。議会側議案の9ページをお開きください。発議第10号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和6年6月21日提出、提案者は大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各委員であります。

11ページをお開きください。本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望します。

記、1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工、流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部

科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てです。

以上、提案いたしますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 報告第6号

◇議 長 日程第18、報告第6号、債権の放棄についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄について報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。砂金住民課長。

◇住民課長 議会提出議案書13ページをお開きください。報告第6号でございます。

令和5年度の債権の放棄につきまして、大空町債権管理条例第17条第2項の規定に基づき、議会にご報告申し上げます。

議案書15ページは、令和6年5月27日付けで町長から議長に提出いたしました公文書でございます。

内容につきましては一覧表でご説明させていただきますので、議案書17ページをお開き願います。

令和5年度、債権放棄一覧表です。令和5年度の債権放棄件数は3件、放棄の金額は合計2万4,630円であります。表の1段目、番号1。債権の名称、水道使用料。放棄の金額、2万1,050円。放棄年月日、令和6年3月31日。放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第3号に該当。債権者が死亡して、法定相続人全員が相続放棄したため、相続人不存在となったことによるものです。債権者数は1名

であります。

平成26年度分の水道使用料となっております。本件債務者は、平成28年に町外転出し、その後も督促状送付や電話催促、訪問、面談等を実施してまいりましたが納付に至らず、令和4年1月に債務者が死亡。法定相続人と面談しましたが、相続放棄する旨の意思が示され、令和4年3月に釧路地方裁判所に対する相続放棄の申述が受理されました。債務者の死亡後、法定相続人全員が相続放棄したことから、相続人不存在であることが認められるものであります。

続いて表の2段目、番号2。債権の名称、水道使用料。放棄の金額、3,280円。放棄年月日、令和6年3月31日。放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第2号に該当。破産手続廃止の決定による法人格・債務消滅に該当するもの。債権者数は1名であります。

その下、表の3段目、番号3。債権の名称、違約金及び延納利子。放棄の金額、300円。放棄年月日、令和6年3月31日。放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第2号に該当。破産手続廃止の決定により法人格・債務消滅に該当するもの。債務者数は1名であります。

番号2、3は同一の法人であり、番号2は令和3年度の水道料、番号3は工事前払い金返還金の返還遅延利子の債権放棄事案となります。当該人は、令和3年9月に破産手続の開始が決定され、令和4年11月に、破産手続の廃止が釧路地方裁判所網走支部の採決により決定されました。このことにより、大空町債権管理条例第17条第1項第2号、破産等により債務弁済を逃れるものとして、債権放棄したものであります。

以上、報告第6号、債権の放棄についてのご報告とさせていただきます。

◇議 長 これで債権の放棄については終わります。

◎日程第19 報告第7号

◇議 長 日程第19、報告第7号、令和5年度継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、令和5年度継続費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議会提出議案書19ページ、報告第7号でございます。令和5年度継続費繰越計算書の報告について。

継続費は、地方自治法の規定により、経費の総額と年割額を定めて数年度にわたって支出するもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものです。

21ページは、5月31日付議長への送付文です。

23ページをお開き願います。令和5年度大空町一般会計継続費繰越計算書。

2款1項、役場庁舎大規模改修事業、令和5年度予算現額が6億8,194万6,000円。支出済額が6億5,363万7,000円。残額の2,830万9,000円を翌年度に繰越したものでございます。

10款4項、大空高等学校交流拠点施設整備事業、令和5年度予算現額が572

万円、支出済額が495万円。残額の77万円を翌年度に繰越したものでございます。

以上、一般会計継続費に係る令和5年度から6年度へ繰越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和6年度継続費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第20、報告第8号

◇議 長 日程第20、報告第8号、令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、令和5年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議会提出議案書25ページ、報告第8号でございます。令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について。

繰越明許費は、地方自治法の規定により、翌年度に繰越して使用する歳出予算で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

27ページは、5月31日付議長への送付文です。

29ページをお開きください。令和5年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書。システム改修に係るソフトウェアの開発や事務手続、事業内容に変更が生じ時間が必要となったもの。修繕に係る資材や製品などの納入に遅れが生じ、令和5年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決及び専決処分の承認をいただいた事業でございます。

2款3項、戸籍住民基本台帳管理事業は、住民記録、戸籍情報などに係る氏名、ふりがなの法制化に対応するシステム改修費用として818万4,000円。

3款1項、低所得世帯等支援事業は、物価高騰による住民税非課税世帯などの支援に要する費用として3,530万7,000円。

4款2項、リサイクルセンター管理運営費は、プラスチック、ペットボトル減容機の修繕に要する費用として368万5,000円。

6款1項、農地耕作条件改善事業は、排水路整備工事に係る796万円を繰り返し繰越したものでございます。

事業数4件、総額1億2,197万9,000円の予算額に対し、翌年度繰越額は5,513万6,000円です。

財源の内訳としましては、国、道支出金が4,898万3,000円、地方債130万円、一般財源が485万3,000円となっております。

以上、一般会計繰越明許費に係る、令和5年度から令和6年度へ繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第21 報告第9号

◇議 長 日程第21、報告第9号、令和5年度一般財団法人めまんべつ産業開発

公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおりの経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。林産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書31ページをお開き願います。

報告第9号、令和5年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料につきましては、別冊で配付をしております一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況を説明する書類でございます。

1ページをお開き願います。令和5年度事業報告書です。中段になりますが、目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業。2、地場製品の販路開拓。3、公共施設の維持管理等。4、その他目的を達成するために必要な事業でございます。

2ページをお開き願います。各会計ごとの事業内容です。

初めにⅠ法人会計及び実施事業会計の状況です。事業としましては、地場製品を活用した試作研究開発、販路拡大・イメージ商品の開発などを実施しております。1の法人会計では役員会の開催、運営管理業務を行いまして適正な法人運営に努めております。2、実施事業会計の1)試作研究開発事業では、町内で生産されたトマト、ニンジンなどを使ったジュースや煮豆の試作研究。新たな品種きたロッソを使用した無添加の茹で豆やチーズプリン、行者ニンニク入り焼肉のたれなどを商品化し、札幌市、東京都稲城市、道内のホテルなどへ販売をしております。下段の方2)情報調査収集事業では、販路拡大を図るため、企業訪問や物産販売の実施、ラジオ、雑誌など広告媒体を活用した商品のPR、各種イベントへの出展などを行っております。

次に下から2行目、Ⅱ環境整備事業の状況です。公共施設の管理などを受託しておりまして、3ページになりますが、上段の1、公共施設等管理事業では、各学校の施設管理や給食調理、すみよしふれあい農園の整備など7つの業務を行っております。2、空港環境整備事業では、女満別空港の消防業務、また、3、女満別空港における駐車場の管理事業につきましては、北海道エアポート株式会社から受託しているものです。4、産業環境整備事業は、自動車テストコースの作成整備、維持管理業務、試験車両の管制業務を行っております。

次に下段のローマ数字のⅢ特産費収益事業ですが、研究開発した農産加工商品の製造、販売などを行っておりまして、消費者ニーズを踏まえた品ぞろえ、イベントを開催するなどして集客に努めております。

めくっていただきまして4ページでございます。1の特産品製造事業につきましては、品目ごとに製造数の推移を記載しております。特に、1行目のトマトジュースですが、昨年度猛暑の影響を受けまして、トマトが思うように生育しなかったため減少しておりますが、在庫がありますことから販売に影響は出ておりません。そのほかの製品の増減につきましては、在庫を見ながら調整、製造していることによるものです。

次に2の地場製品提供事業ですが、アンテナショップほのか、ほのか空港店、キッチンほのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の行動制限がなくなったことなどによりまして、来客数、売上げともに前年度より伸びている状況でございます。

次に5ページをご覧ください。ローマ数字Ⅳ指定管理運営事業の1つ目です。本

町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。1、業務内容としましては、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、体験農場、駐車場などの管理運営業務であります。2、施設利用実績等ですが、右下の表、メルヘン公園全体では、昨年度と比較いたしまして件数、人数ともに減少をしております。主に多目的屋内広場の夏場の利用が低かったことによるものですが、暑さによる影響があるのではないかと推測をしているところでございます。

6ページをお開き願います。V指定管理運営事業の2つ目、ひがしもこと乳酪館でございます。1、業務内容としましては施設管理の他、地場産の牛乳を活用した乳製品の開発、製造、販売を行っております。2の施設利用・販売実績等につきましては、1行目の入館者数が右から3列目、2万2,192人で、前年度比121.3%。3行目の全販売収入は6,622万4,220円で、前年度比107.7%といずれも増加しております。

7ページから16ページには、各会計の決算に係る総括表などを掲載しております。令和5年度、女満別産業開発公社全体の収支につきましては、14、15ページの正味財産増減計算書をご覧ください。

14ページ表の1行目、ローマ数字Ⅰの一般正味財産増減の部の項目になりますが、15ページに移りましてちょうど中段に、2、経常外増減の部とあります。その1行上に、当期経常増減額とございまして、この額が270万4,247円で黒字の決算となっております。また表の最後の行、3、正味財産期末残高は1億627万5,088円で、前年度と比較しまして、176万3,268円の増となっております。

20ページから37ページには、令和6年度の事業計画書、収支予算書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、女満別産業開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和5年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第22 報告第10号

◇議 長 日程第22、報告第10号、令和5年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。菅野東藻琴総合支所長。

◇総合支所長 議会提出議案書33ページでございます。報告第10号、令和5年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきましてご報告申し上げます。

資料はお配りをしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の1ページから13ページでございます。

はじめに1ページから2ページの事業報告でございます。

令和5年度につきましては、5月1日に開園、開花宣言を同日行い6月5日までを開園期間といたしました。入場料金の徴収も5月1日から始め、芝桜まつり期間の全てを営業することが出来ました。2ページに部門別取扱概要を掲載しておりますので

ご覧ください。

芝桜開花中の入園者数は7万2,807人と令和4年度4万5,958人と比較すると、158.42%の増加となりました。期間中の5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に引下げられたこと、週末の天候が良かったなどが増加の要因につながったと考えてございます。

キャンプ場につきましては、7月から9月までの3か月間をオープンし、ドリームハウス405人、オートサイト904人、フリーサイト410人、デイキャンプ181人のご利用がありまして、キャンプ場利用合計は1,900人となっております。前年度比475人の増となっております。

釣堀945人、ゴーカート9,096台、遊覧車の利用者数につきましては1万6,333人と、令和4年度と比較すると、釣堀で113.6%、ゴーカートにつきましては143.2%、遊覧車につきましては157.6%の増となっております。

温浴施設につきましては、4か月間の営業で1,057人の利用がございました。

次に、3ページから10ページの収支決算の状況でございますが、9ページの収支決算では、売上げの約7割以上を占めております入園料の収入については、令和4年度と比較すると、266.6%の増額の3,875万4,700円となっております。

3ページ下段には、長期借入金としまして、令和5年12月に大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付け条例に基づきまして借受けした1,000万円が記載されてございます。償還期間につきましては、据え置き期間を令和8年3月31日までとしまして、令和18年3月31日までに償還することとなっております。

単年度収支でございます。5ページ下段の記載のとおり、入園者数が前年度より大幅に増加したことから、単年度収支は記載のとおり、当期純利益については770万848円となりまして、7ページ上段に記載のとおり、令和4年度の前期繰越損益609万7,991円を差引きますと、令和5年度の末の利益につきましては160万2,857円となっております。したがって、年度末の純資産残高につきましては、7ページ下段に記載のとおり、2,160万2,857円となっております。

9ページに令和5年度収支決算報告を掲載してございます。ご覧いただきたいと思っております。11ページから13ページについては、令和6年度事業計画と収支計画が記載されてございます。昨年に引き続き、これまでの猛暑の影響、コガネムシの食害や苗の老朽化などにより枯れてしまった箇所を再生を行いながら、公園の魅力化づくりと更なる誘客促進などに取り組むこととしてございます。

なお、本年度第40回芝桜まつりにつきましては、5月31日に既に終了しておりますので、参考までに概略について報告させていただきたいと思っております。

5月3日にオープニングセレモニーを行いました。昨年同様に今年は雪が少なく雪解けが早かったこともあり、5月1日には三分咲きの開花宣言をしたところですが、同日から料金を徴収させていただきました。また、6月3日には三分咲き未満となりまして、入園料を無料としてございます。入園総数ですが、5月1日から6月5日までの開園期間で、人数につきましては7万461人、うち個人客が5万6,908人、全体の80.8%、団体客につきましては、1万3,553人で、全体の19.2%、5月1日から6月2日の入園料徴収期間につきましては、6万9,872人となっております。令和4年度の入園者数の7万2,807人に対し、2,346人の減となっております。入園者数が減った要因につきましては、ゴールデンウィークが令和4年度よりも1日短かった

こと、また、週末の天候は昨年度同様に良かったのですが、平日の天候に恵まれずに比較的雨が多かったことで、入園者数が減少したものと考えてございます。

まつり期間中は週末ごとにイベントを開催してございます。特に最終日、最終週の26日のイベント開催につきましては、子供テレビ番組のキャラクターショー、ファイターズガールなどが出演したステージでイベントを行いまして、家族連れの入園者が多く見られました。

芝桜公園では来年の芝桜シーズンに向けまして、雑草除去作業を行ってございます。昨年に引き続き、本年秋には若い芝桜苗の植え替えなど、雑草除去など、町民ボランティアの参加を集い植栽による整備を計画してございます。

以上、令和5年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和5年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第23 報告第11号

◇議 長 日程第23、報告第11号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第11号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和6年2月分から令和6年4月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月22日、3月分につきましては4月19日、4月分につきましては5月21日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和6年第2回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会では、7名の議員から一般質問をちょうだいし、そのうち1名からは、農業委員会会長に対しての一般質問でありました。様々な視点からご示唆をいただき、私自身、学ばせていただくことの多かった一般質問であったなと感じているところであり

ます。心から感謝を申し上げます。

今年度は、大空町がまちづくりを進めていくための羅針盤であります第3次大空町総合計画の策定作業、あわせて第3期大空町まちひとしごと創生人口ビジョン総合戦略の策定作業を進めてまいります。さらには大空町ゼロカーボン宣言に基づく大空町地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定、そしてDXの推進作業など、重要な業務が山積している大事な年度であります。職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

日本においては、今後ますます人口が減少し、地方高齢化社会が進展していくこととなります。そうした中であっても、足腰の強い一次産業があり、自然が豊かで空港を有するという他にはない利点を最大限に発揮し、消滅可能性自治体ということに抗ってまいりたいとそうように思います。

さて、本日6月21日は夏至であります。夏のうちで最も昼間が長く、夜の短い日があります。明日からは少しずつ日は夜が長くなっていくわけですが、一方では暑さはこれからがいよいよ本格化してまいります。くれぐれも体調を崩されないようお祈り申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます、また今回の議会に対するお礼をあわせて申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議 長 これで、令和6年第2回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れ様でした。

(閉会 午前12時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 7 月 29 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 齋 藤 宏 司

署 名 議 員 大 泉 知 功

